

資料 1

第2次菊川市総合計画 (基本構想案)

<H28. 1. 18 現在>

黒字…確定（暫定）

青字…庁内策定委員会など、庁内で検討をするもの

赤字…総合計画審議会など、外部組織も含めた検討をするもの

はじめに

市長のことば

平成 年 月 日

菊川市長 太田順一

<目 次>

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって.....	
1 計画策定の背景・目的	
2 計画の構成と期間	
第2章 菊川市のすがた.....	
1 菊川市の位置・面積	
2 合併の経緯	
第3章 計画策定の背景.....	
1 時代潮流	
2 菊川市の概況と特徴	
第4章 まちづくりの課題.....	

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像	
1 基本理念	
2 将来像	
第2章 めざすまちづくりの方向性.....	
1 基本指標	
2 将来都市構造	
3 基本目標	
第3章 施策の大綱	
第4章 基本目標別取組.....	
第5章 基本構想の推進に向けて.....	

第3編 資料編

1 第2次菊川市総合計画策定体制	
2 菊川市総合計画条例	
3 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱	
4 第2次菊川市総合計画策定経緯・経過	
5 菊川市総合計画審議会への諮問	
6 菊川市総合計画審議会の答申	
7 用語解説	

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・目的

菊川市では、平成19年度を初年度とし平成28年度を目標年次とする「第1次総合計画」において、「みどり 次世代～人と緑・産業が未来を育むまち～」を将来像に掲げ、その実現に向けてまちづくりを進めてきました。

本市が誕生して10年が経過する中、人口減少や少子高齢化、経済のグローバル化、地球温暖化の進行、地方分権改革の進展、東日本大震災を契機とした防災意識の高揚など本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような状況の中、現行の「第1次菊川市総合計画」が平成28年度末をもって満了することから、本市を取り巻く社会環境・経済情勢・市民ニーズ等の変化に的確に対応するため、「第2次菊川市総合計画」を策定します。

第2次菊川市総合計画は、大きく変動する社会情勢の中で、その時々々の市民ニーズや新たな課題に適切に対応できるよう、現行の総合計画を踏まえながら、市民と行政との協働のもとで、将来の財政環境に耐え得る実効性のある計画とすることを目標に、次の基本的な考え方のもとに策定しました。

(1) 計画をつくるための検討課題

人口の減少と人口構成の変化、超高齢社会の到来、公共インフラの老朽化、災害対策など、大きく変動する社会情勢を踏まえた、新たな課題に対応します。

(2) 時代の要求に対応できる計画づくり

多様な市民ニーズを踏まえながら、その時々々の社会情勢や財政状況等を勘案し、時代の要求に対応できる計画とします。

(3) 目標を明確にした市民に分かりやすい計画づくり

市民とまちづくりの目標を共有し、協働によるまちづくりを推進するため、目標となる指標や施策の達成状況、事業効果などをわかりやすく示した計画とします。

(4) その他の計画等との関連

市が策定する各分野における個別の計画や施策に方向性を与える上位計画として位置付けます。

2 計画の構成と期間

第2次菊川市総合計画は、平成37年度を展望し、「基本構想」及び「実行計画」により構成されます。

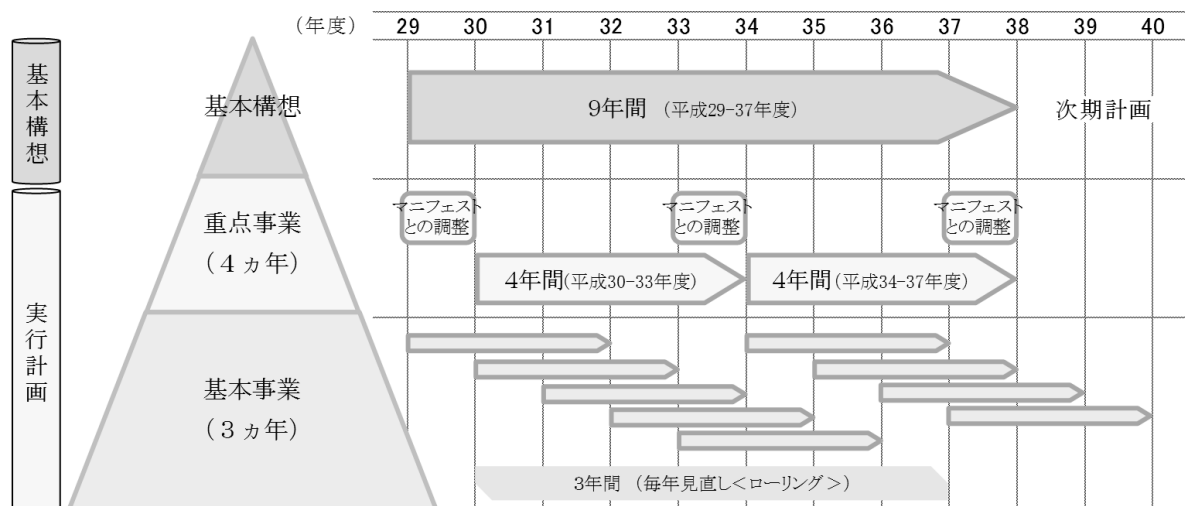
(1) 基本構想

合併時の理念を継承し、本市が目指す将来像を定め、その実現に向け5つの基本目標と●の政策、●の施策を体系的に定めました。

計画期間は、平成29年度から平成37年度の9年間とします。

(2) 実行計画

基本構想に定めた政策、施策を推進するため、4年間の重点事業と3年間の基本事業を示すものです。また、基本事業については、毎年ローリングにより見直しを実施していきます。



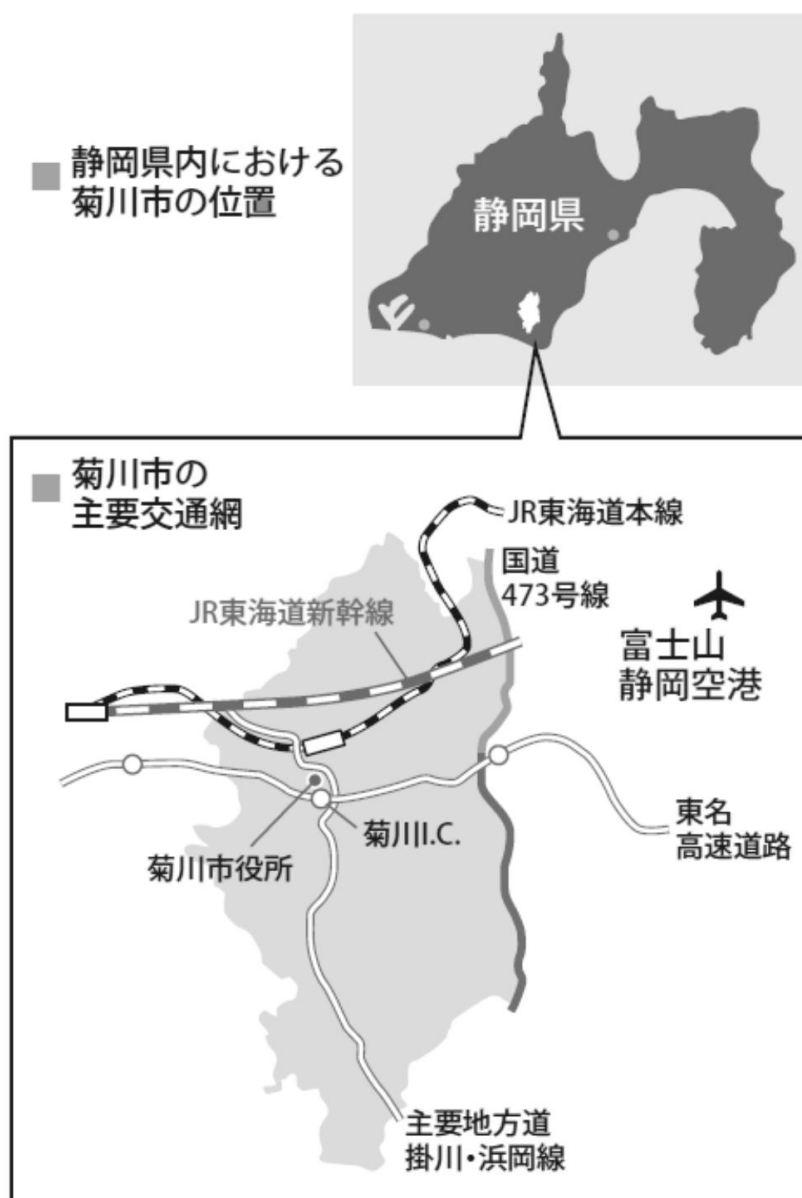
第2章 菊川市のすがた

1 菊川市の位置・面積

菊川市は、静岡県の中西部、静岡市と浜松市のほぼ中間に位置し、市の中央を一級河川菊川が流れ、牧之原台地に広がる大茶園と平野部の田園地帯など、みどり豊かな自然環境と都市機能が共存する地域です。

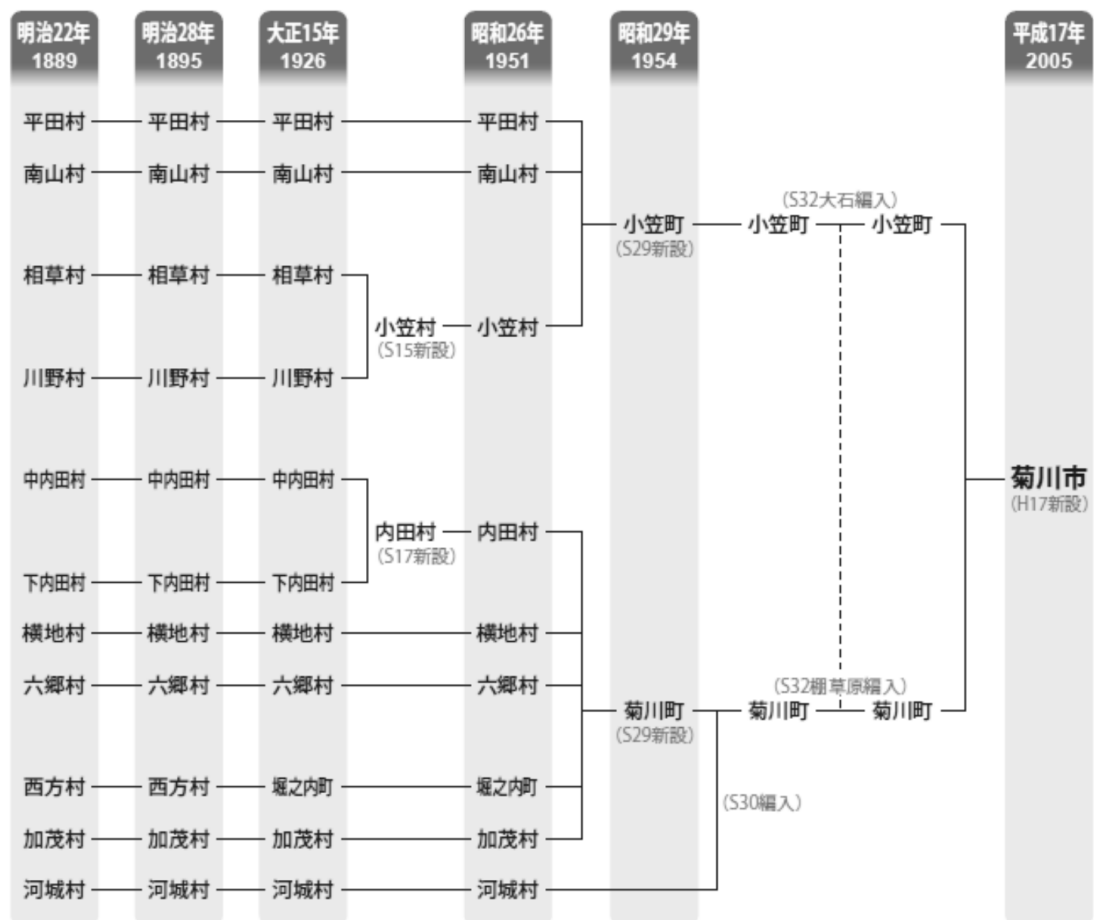
市域は、東西方向に約9km、南北方向に約17kmに及び、面積は94.19k㎡となっています。

地域内には、JR東海道本線菊川駅、東名高速道路菊川インターチェンジを有し、またJR東海道新幹線掛川駅、御前崎港、富士山静岡空港、新東名高速道路に近接するなど交通の利便性を活かして、将来に向け大きく発展することが期待されています。



2 合併の経緯

明治中期には、菊川市は 11 の村に分かれていましたが、昭和初期の合併により 1 町 8 村となり、昭和 29 年から 32 年の合併・編入を経て、小笠町・菊川町の 2 町になりました。平成期になり、いわゆる「平成の大合併」の動きの中、一級河川菊川や病院、消防、ゴミ処理などの共同運営を通じ、最も関係が深い両町が平成 17 年 1 月 17 日合併、「菊川市」となり現在に至っています。



第3章 計画策定の背景

1 時代背景

(1) 少子高齢化・人口減少、地方創生の取組

わが国の総人口は、平成16年をピークに減少局面へと入っており、平成25年3月に国立社会保障・人口問題研究所が発表した推計によると、平成52年には約1億7百万人になると見込まれています。併せて平成52年には全ての都道府県で平成22年を下回るとされています。また、合計特殊出生率は下げ止まったものの、15歳から49歳までの女性人口が減少している影響から出生数は減少し続け、少子高齢化は一層進行し、超高齢社会となっています。これまでの、人口増加を前提とした考え方からの劇的な転換が求められています。

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、国は平成72年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示した「人口長期ビジョン」と、平成27～31年度（5か年）の政策目標・施策を策定しました。これを踏まえて、全国のすべての都道府県・市町村が、地方人口ビジョン及び地方版総合戦略を策定し、地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進することとなり、本市においても人口ビジョンと総合戦略を平成27年10月に策定しました。

(2) 環境負荷に配慮する社会

二酸化炭素等の温室効果ガス排出量は近年も増加傾向にあります。地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水などの異常気象が生じ、地球環境への負荷低減が国際的な課題として掲げられるなか、平成27年の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）ではパリ協定が合意され、世界の気温上昇を1.5度未満に抑えるための取り組みを推進していくこととなりました。

一方、国内では平成23年3月11日に発生した、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故により、原子力の安全性に係る信頼は揺らいでいます。また、国の行う規制緩和の一環として電力自由化が進み、省エネルギーの推進は事業者だけでなく、個人の生活スタイルを変化させて取り組む問題となります。加えて再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷に配慮する社会づくりが重要となっています。

(3) 地域経済をとりまく環境の変化

わが国の経済情勢は長らくデフレのもと経済が低迷していましたが、近年は政府が進める経済政策などの効果が顕在化しはじめ、企業の業績も回復しています。このような中、一人ひとりの日本人、誰もがもっと活躍できる「一億総活躍」社会を目指した政策が打ち出され、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」によって、更なる好循環を目指そうとしています。

一方で、経済のグローバル化が進み、経済活動の機会が拡大すると同時に国際競争の激化、生産拠点の海外移転による産業空洞化など、わが国を取り巻く経済

環境は依然として厳しい状況です。

また、近年は外国人訪日客が 1000 万人を超え、訪日客による地域への経済効果も大きくなっています。本市は、首都圏と中部圏、近畿圏を繋ぐゴールデンルート上に位置し、富士山静岡空港にも近接しており、更に、国内ではラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックなど国際的なスポーツイベントの開催が予定されるなど、今後も訪日客は一定の水準が期待できることから、これらを活かす取り組みが求められています。

（４）高度情報化の進展

インターネットや I o T（Internet of Things）といった高度な情報通信技術の発達、スマートホンやウェアラブル端末といった通信機器の急速な普及などにより個人の地球規模での闊達な活動が可能となり、「人」「もの」「情報」のスピード感ある流動化が進んでいます。

まちづくりに関連しても、インターネットや携帯電話、G I S（地図情報システム）、ビッグデータなどを活用した地域情報化の取り組みが進められ、様々な分野で市民生活の向上や地域活性化に情報通信技術が活用されています。

一方、個人情報保護の意識が高まるなか、情報流出等の問題の拡大など情報に関する様々な犯罪が社会問題化しており、情報に関する住民意識は高まっています。さらに、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、平成 28 年 1 月 1 日から個人番号の利用が開始されました。平成 29 年 7 月からは全国での連携も開始されることにより、今以上に、個人情報の取扱いや保護に対する意識は高まっていきます。

また、いつでもどこでも誰でも、情報を容易に入手し利用しやすくなってきた反面、情報機器に関する知識や操作能力の差などによって情報授受量に格差が生じることへの懸念も指摘されています。

（５）加速する高齢化への対応

団塊の世代の人々が 2025 年には 75 歳以上となり、今後は超高齢化が進み、生産年齢人口は減少していきます。これにより、人口構成が変化し、市財政に大きな影響を及ぼすことが予想されます。人口減少時代を迎え、高齢者も含めたさまざまな世代の市民が生きがいを持って暮らせるよう、それぞれが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら活躍できる社会が求められます。リタイヤした高齢者などが起業・就労すれば、実質的な生産年齢人口の増加となり財政面のみならず、社会的課題の解決へもつながります。

また、福祉と医療との連携強化、介護サービスの充実、高齢者の住まいの整備など包括的な取り組みが重要であり、できる限り住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築し、「健康長寿社会」を実現させていくことが求められています。

また、これまで拡大成長を前提としていた市街地についても、都市の中心部に様々な施設を集中させ、利便性が高い集積型まちづくりであるコンパクトシティの概念にもとづくまちづくりも求められるようになってきています。

（６）安全・安心意識の高まり

平成 23 年に発生した東日本大震災は、被災地をはじめわが国全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識やライフスタイルまでも変える大きな影響を与えました。更に、平成 26 年には広島土砂災害、平成 27 年には一級河川である鬼怒川の決壊など、各地で様々な自然災害が発生しています。平成 24 年、平成 25 年には、国において南海トラフ巨大地震の被害想定も見直しが行われており、強くてもしなやかな国をつくる国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）を推進していくことが求められています。

高齢者や子どもを巻き込んだ凶悪犯罪なども依然として発生し、身近な地域における犯罪への不安が増大しています。

（７）教育や子育てに対する関心の高まり

近年、子どもの学力低下やいじめ、不登校、ひきこもり状態にある子どもなど深刻な社会問題となっています。このような中、平成 25 年に第 2 期教育振興基本計画が策定され、教育行政の方向性として「①社会を生き抜く力の養成」、「②未来への飛躍を実現する人材の養成」、「③学びのセーフティネットの構築」、「④絆づくりと活力あるコミュニティの形成」が打ち出されています。これらの方向性のもと、小学校における英語教育実施学年の早期化、全国学力・学習状況調査の実施、子どもの成長に応じた柔軟な学制の在り方の検討などの取り組みが進められています。

女性の就労・共働き夫婦の増加に伴い、保育園や放課後児童クラブの利用ニーズは高まっています。また、少子化、核家族化、地域との結びつきの希薄化が進み、育児への不安の解消、地域での子育て支援、子どもに対する虐待防止など、孤立しがちな在宅の子育て支援も求められています。

将来の菊川市を担う子どもたちを育み、若い世代に住みたいと思われるまちづくりを進めるためにも、子育て支援施策や子どもが安心して健やかに学ぶことができ、特色のある教育施策のさらなる拡充が必要です。

（８）地域の歴史、文化、景観の再認識

地域の特徴、独自の生活風景や文化財が、地域への帰属意識や住民の連帯感を強めるまちづくりのキーワードとして注目されており、富士山の世界文化遺産登録や茶草葉農法の世界農業遺産登録、和紙や和食の無形文化遺産登録など地域遺産の登録が相次いでいます。また、国においても、地域の歴史的魅力や特色を通じて文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として認定する制度を始めています。これまで豊かな社会を造るために、新しいものを創り上げてきましたが、拡大を前提としたまちづくりは困難になっています。先人の築いてきた歴史や文化、豊かな自然や景観は市固有の財産であり、これらの資源を

再認識、再評価する中でどのように活かしていくのか、次の世代のまちづくりへとつながる新たな活動が求められています。

(9) 市民参画、協働・共創意識の高まりと多様な人材の活用

協働のまちづくりを基盤として、住民活動が活発化しており、今後も市民協働の手法を重視した取り組みを推進する必要があります。市民、団体、企業など多様な主体を地域づくりの担い手と位置づけ、協働・共創で良い社会サービスの提供を図る「新たな公」の考え方も広まりつつあり、公民が連携して公共サービスの提供を行う PPP (Public Private Partnership) の考え方のもと民間活力の一層の活用が求められています。

多様なニーズに対応していくためには、サービスの受け手であった市民と行政が共に考え、共に選び、そして共に提供していくといった、住民と行政が一体となって自らの社会を形成していくことが求められています。

また、平成 27 年 6 月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立・公布され、選挙権が 18 歳以上に引き下げられるなど、若い世代の社会参画がより求められるようになっていきます。

近年は、外国人を始め、さまざまな属性を有する人たちが増えてきています。そのため、多様な属性を有する人たちとの違いを尊重し、その違いをまちづくりへと積極的に活かしていくことで、誰もが住みやすい社会を構築していくことが求められています。

(10) 公共施設の更新時期の到来

安心安全の視点から、小中学校など公共施設の耐震化に取り組んできましたが、公共施設等の老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となってきています。また、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことも予想されています。これを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、公用施設管理台帳の整備、市が保有する不動産の合理的な利活用を進めるなど、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などをおこなうことにより最適な配置を実現することが必要です。あわせて民間活力の導入や地域住民との協働による施設管理など公共施設マネジメントの視点を重視した施設更新のあり方を検討していく必要があります。

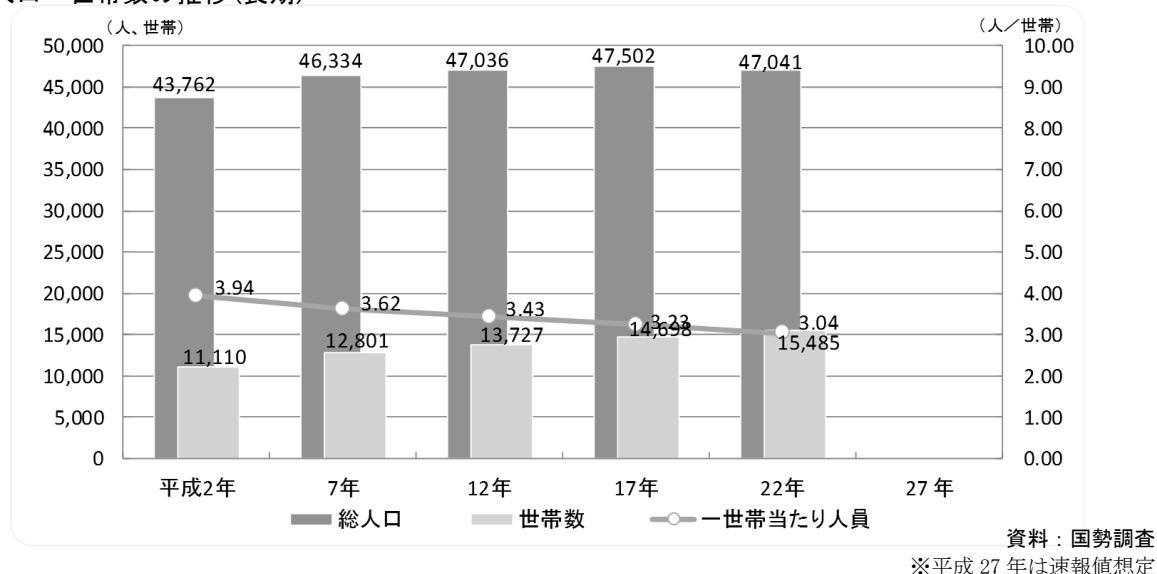
2 菊川市の概況と特徴

(1) 菊川市の概況

【人口等の状況】

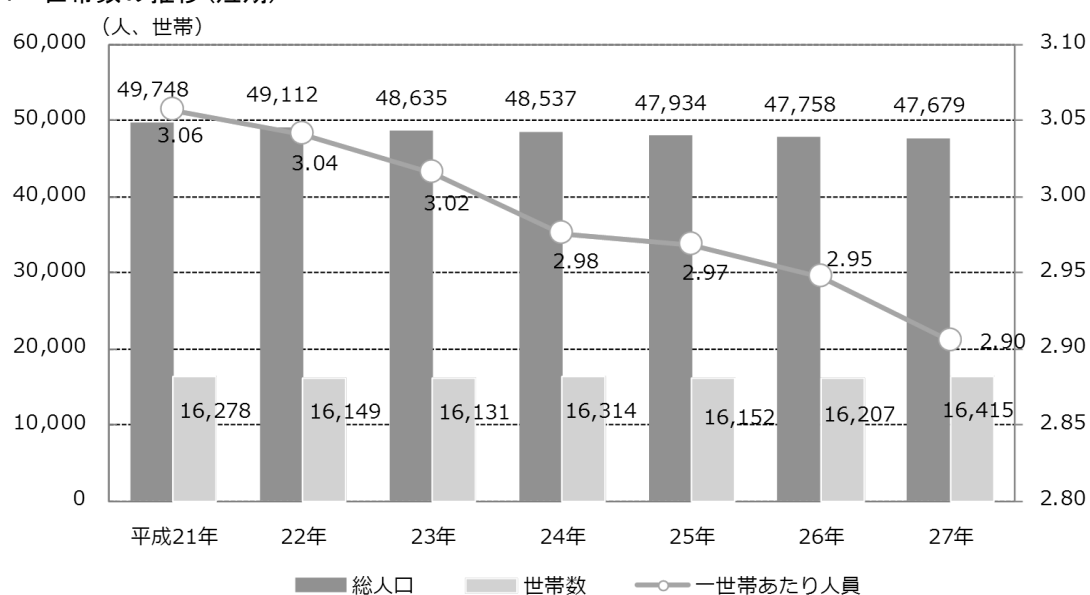
- ・国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日）による人口、世帯数は、47,041 人、15,485 世帯で、一世帯当たり人員は 3.04 人となっています。昭和 60 年からの推移では増加傾向にありましたが、平成 17 年～22 年において減少に転じています。

■人口・世帯数の推移(長期)



- ・住民基本台帳人口により直近の推移をみても減少傾向となっています。
- ・外国人の推移をみると、多いときで 500 人超の減少となっており、減少した人口の多くは外国人であることがわかります。

■人口・世帯数の推移(短期)



資料：住民基本台帳、外国人登録数（各年 3 月 31 日現在）

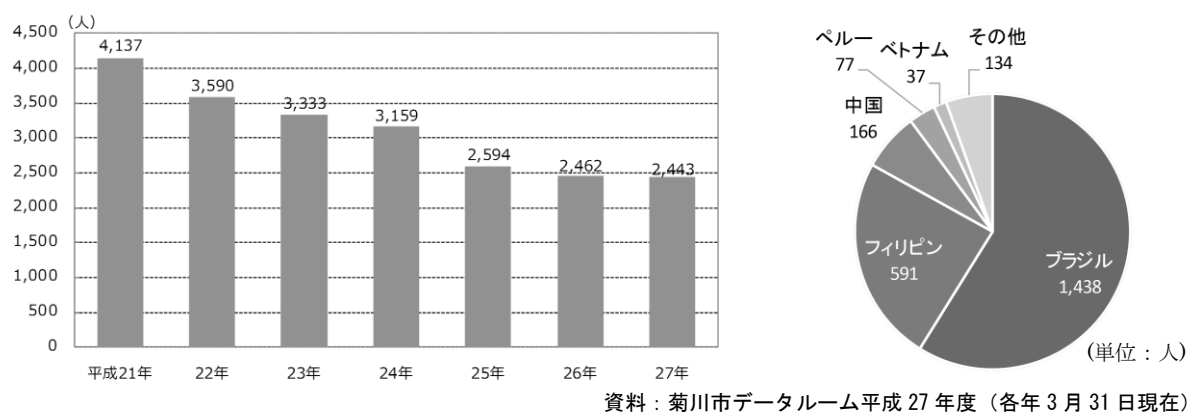
注 1 住民基本台帳法の改正に伴い、外国人登録法が廃止されたため、平成 24 年度からは住民基本台帳に外国人も含む

注 2 住民基本台帳と国勢調査とは調査方法が違うため、同じ年度であっても人口は異なる。

住民基本台帳：住民票がある市町村で集計したもの。実際に居住しているかどうかは確認しない。

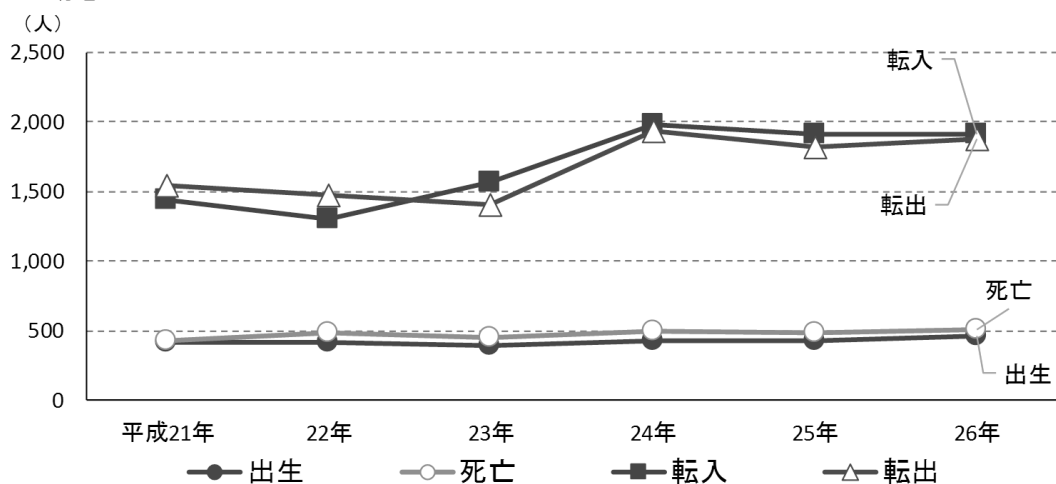
国勢調査：5 年に 1 度、調査時点で居住している市町村で集計したもの。住民票の届出があるかどうかは確認しない。

■外国人数の推移及び国籍の内訳（平成 27 年 3 月末現在）



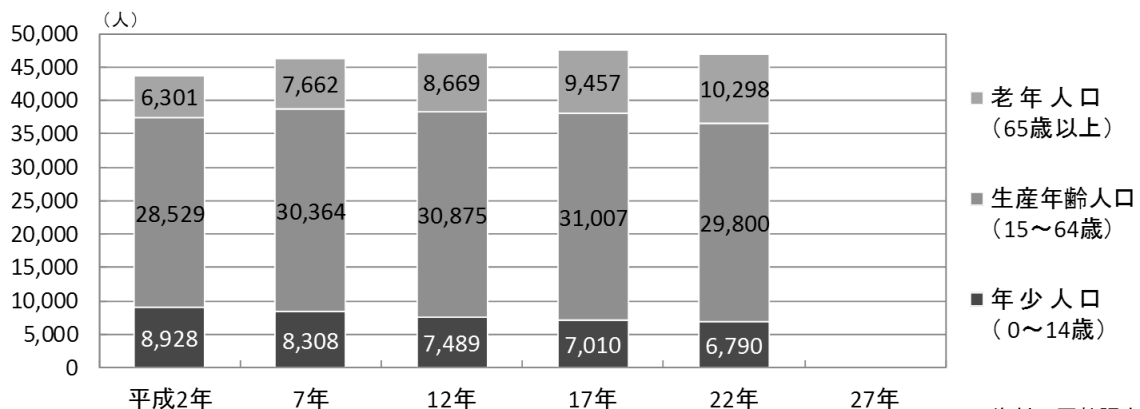
- ・自然動態は、近年死亡が出生を上回る「自然減」が継続しています。社会動態は、平成 23 年から転入が転出を上回り、「社会増」となっています。

■人口動態



- ・国勢調査（平成 22 年 10 月 1 日）によると、年少人口は 6,790 人、生産年齢人口は 29,800 人、老年人口は 10,298 人となっており、少子高齢化が進行しています。

■年齢別人口の状況（3 区分）



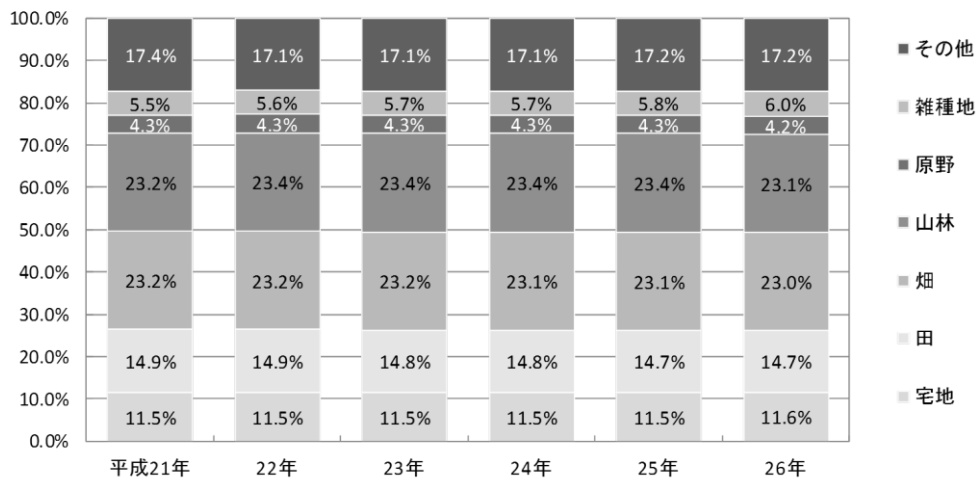
※平成 27 年は速報値想定

※年齢不詳を除いているため、3 区分別人口の合計と総人口は一致しない場合がある

【土地利用、交通条件等】

- ・本市を地形的要素で見ると、掛川丘陵、小笠山丘陵、牧之原台地及び牧之原周辺丘陵の丘陵地と、河川の堆積作用によって形成された菊川低地で構成されています。
- ・本市の東部に日本一の大茶園牧之原台地が広がっており、山林、田畑などの自然的土地利用が多くを占めています。近年、宅地の増加とともに、農地の減少が見られます。

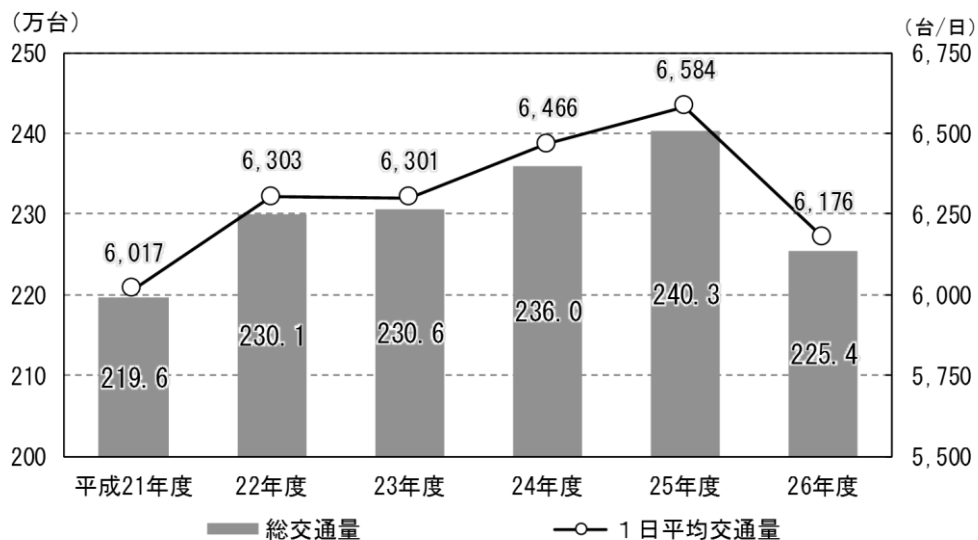
■地目別土地利用面積



資料：菊川市データルーム平成 27 年度版（税務課「概要調書」各年 1 月 1 日現在）

- ・市の東西方向に鉄道、高速道路が横断し、鉄道駅を中心とした公共交通網が形成されています。インターチェンジの利用については平成 25 年度まで増加傾向となっていました、平成 26 年度は減少に転じています。

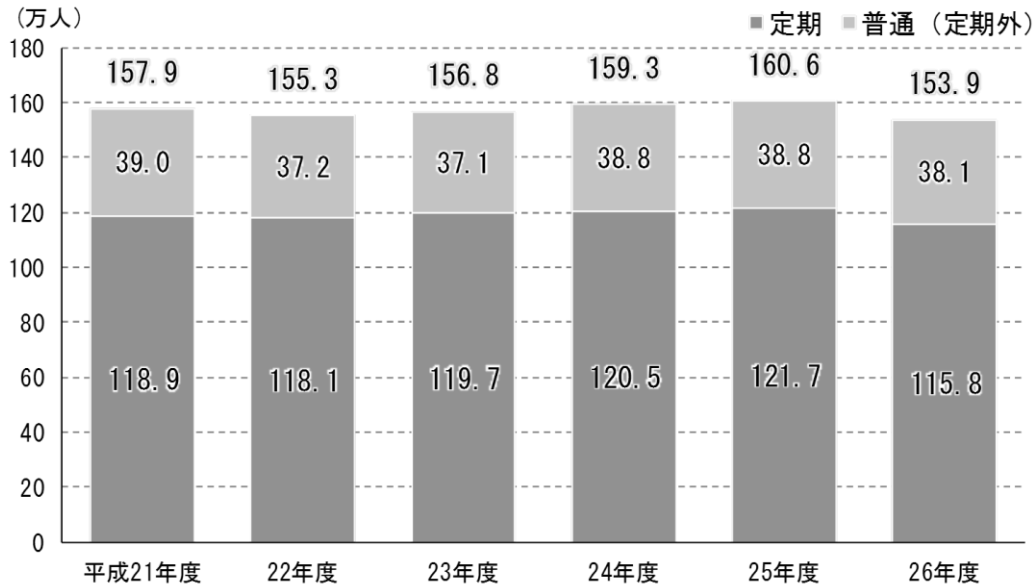
■菊川インターチェンジ交通量



資料：NEXCO中日本高速道路株式会社

- ・近年のＪＲ菊川駅の乗車人員の推移をみると、近年はほぼ横ばいで推移していますが、平成２６年度はやや減少し、１５３．９万人となっています。

■ＪＲ菊川駅乗車人員



- ・国勢調査による流出人口は 12,445 人、流入人口は 10,156 人で、流出超過になっています。周辺都市の掛川市、御前崎市、牧之原市等との結びつきが強くなっています。

■通勤・通学流動

単位：人、％

	流出人口			流入人口			夜間人口	昼間人口	昼夜間人口比率
	総数	通勤者	通学者	総数	通勤者	通学者			
平成 17 年	12,395	10,958	1,437	10,105	8,475	1,630	47,474	45,184	95.2
平成 22 年	12,445	11,097	1,348	10,156	8,694	1,462	47,041	44,752	95.1
平成 27 年									

単位：人

上位 5 市町	流出総数			上位 5 市町	流入総数		
	通勤	通学			通勤	通学	
掛川市	5,855	5,460	395	掛川市	4,233	3,727	506
御前崎市	1,440	1,293	147	御前崎市	1,532	1,344	188
牧之原市	1,230	1,223	7	島田市	1,089	908	181
袋井市	739	641	98	牧之原市	869	770	99
浜松市	705	569	136	袋井市	515	460	55

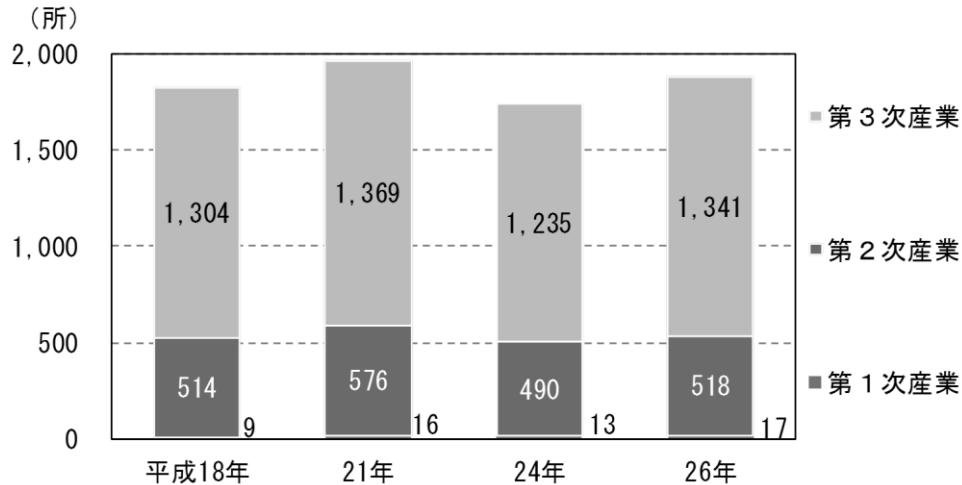
資料：国勢調査

※平成 27 年は速報値想定

【産業】

- 産業大分類ごとの事業所数をみると、第3次産業が多くなっています。平成21年にやや減少しましたが、平成26年は増加に転じています。

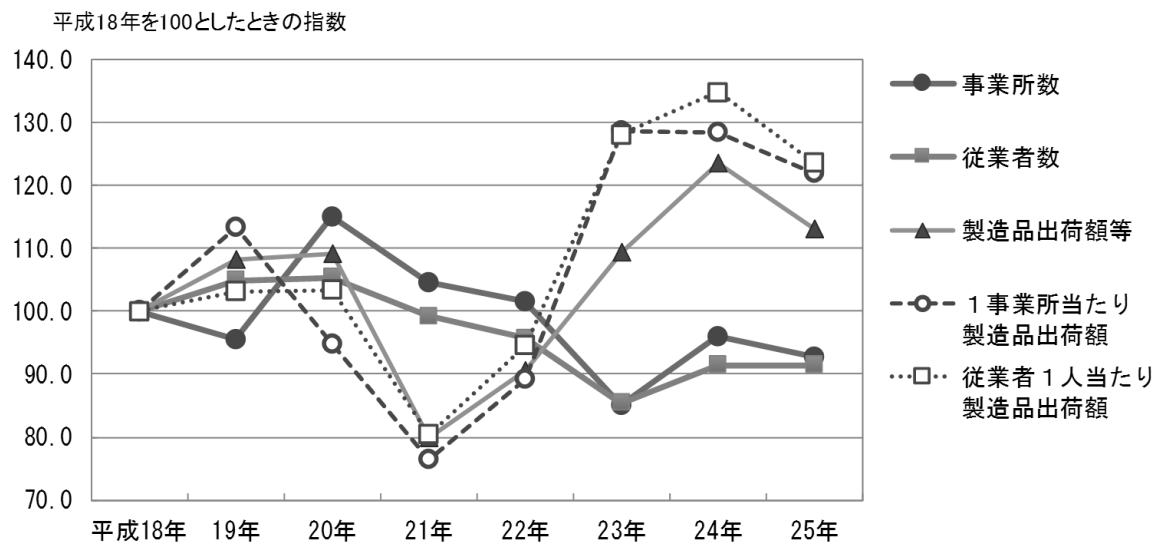
■事業所の状況



資料：平成18年事業所・企業統計調査報告書（平成18年10月1日現在）
 平成21年経済センサス基礎調査（平成21年7月1日現在）
 平成24年経済センサス基礎調査（平成24年2月1日現在）
 平成26年経済センサス基礎調査（平成26年7月1日現在）

- 工業統計調査によると、平成25年の事業所数は192事業所、従業者数は7,735人、製造品出荷額等は2,424.7億円となっています。平成18年を100として、各年の推移をみると、平成21年に製造品出荷額が80程度にまで落ち込みますが、その後、回復し、平成25年時点では120超となっています。一方、事業所数、従業員数は近年やや横ばいとなっているものの、減少傾向にあります。

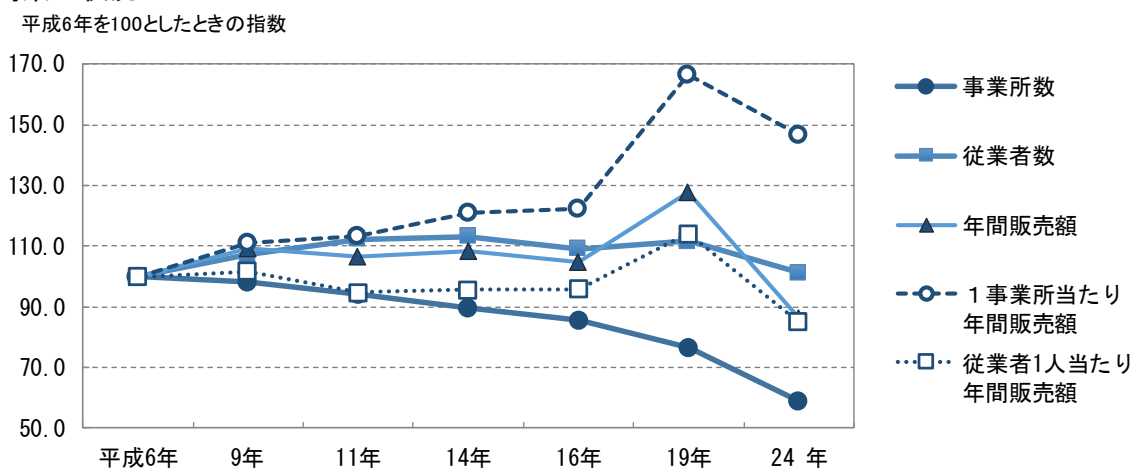
■工業の状況



資料：菊川市データルーム平成27年度版（工業統計調査）

- ・平成24年時点の商業に関する事業所数は338事業所、従業者数は2,411人、年間販売額は522.5億円となっています。平成6年と比較すると、事業所数、従業者数の継続的な減少、販売額等では一時回復があったものの、近年再び減少となっています。

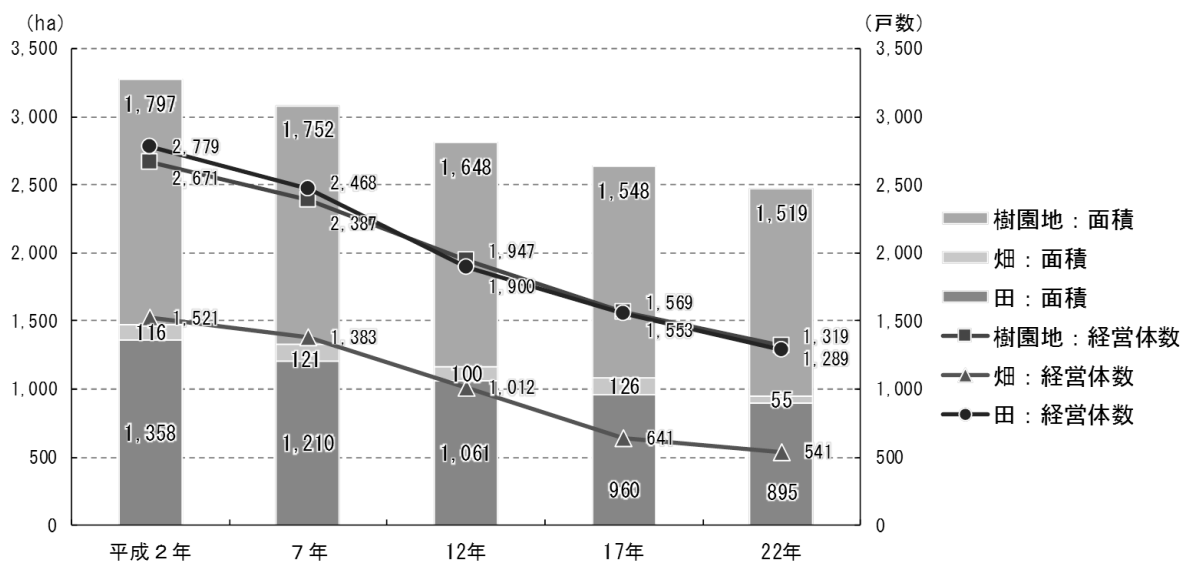
■商業の状況



資料：菊川市データルーム平成27年度版（商業統計調査・経済センサス）

- ・経営耕地面積及び経営体の状況をみると、平成22年では樹園地の面積、経営体数が多くなっていますが、田畑の状況と同様、面積、経営体数は減少傾向にあります。

■経営耕地面積・経営体数の状況

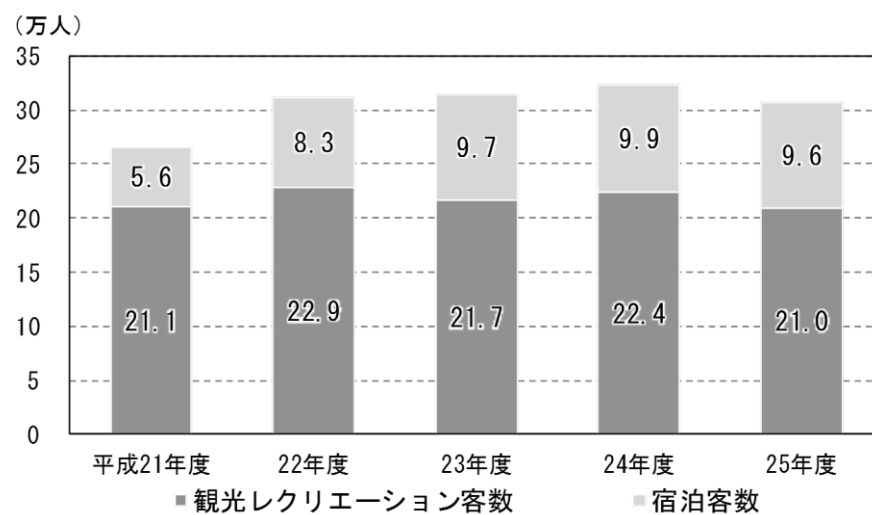


資料：農業センサス（各年2月1日現在）

- ※1 経営体：農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数の規定に該当する事業を行う者をいう。
- ※2 平成12年から調査対象が販売農家になっている。
- ※3 経営耕地：自作地と借入地の合計。なお、耕作放棄地はこれに含めない。
- ※4 樹園地：果樹園、茶園、桑園等を含む。

- ・観光客数については近年概ね横ばいですが、宿泊客数の伸びが見られます。

■観光客数

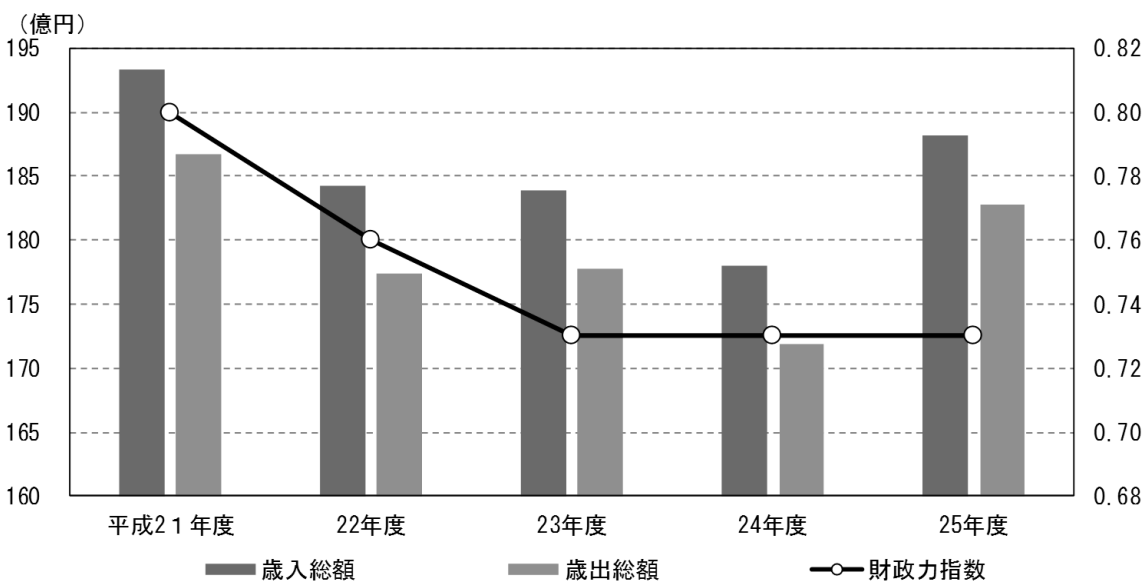


資料：商工観光課（静岡県観光交流の動向）

【財政事情】

- ・本市の平成 25 年度の歳入額は約 188 億円となっており、ここ数年はおおよそ 170 ～190 億円の範囲で推移しています。
- ・財政基盤の状況を示す財政力指数は、おおよそ 0.8～0.7 の範囲で推移していますが、近年は減少傾向となっています。

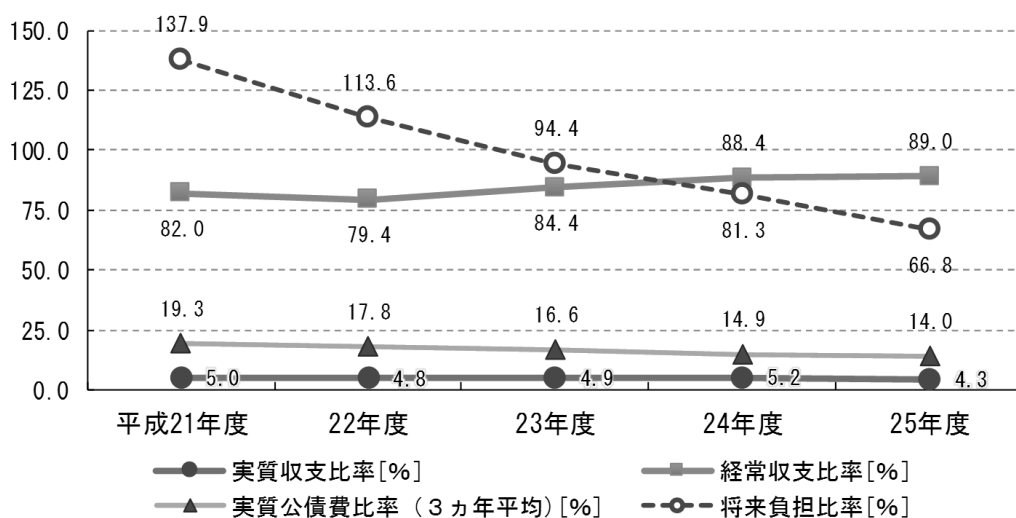
■財政状況



資料：財政課（菊川市事業成果書）（菊川市各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書）

- ・その他、財政の健全性をあらわす各指標についてみると、将来負担比率の低下により、財政の圧迫度は低減していますが、経常収支比率の上昇により、財政の硬直化がみられます。

■その他財政指数の推移



資料：財政課（菊川市事業成果書）（菊川市各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書）

(2) 意識調査

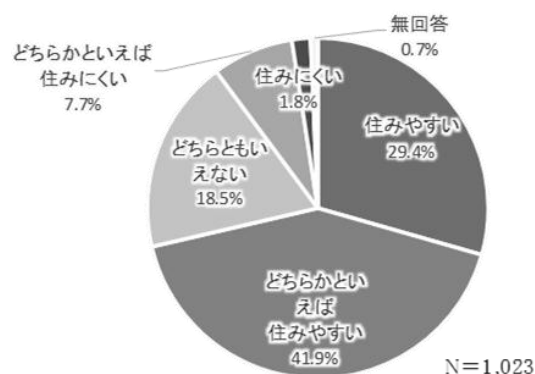
第2次菊川市総合計画の策定にあたり、市民目線からみる目指すべきまちの将来像、重点課題の解決・施策展開の方向性を把握するために、「市民」、「企業」、「団体」、「自治会」、「中学生」、「高校生」、「大学生」を対象に意識調査を行いました。

(※ 詳細については「第2次菊川市総合計画策定に関する意識調査結果報告書」に掲載)

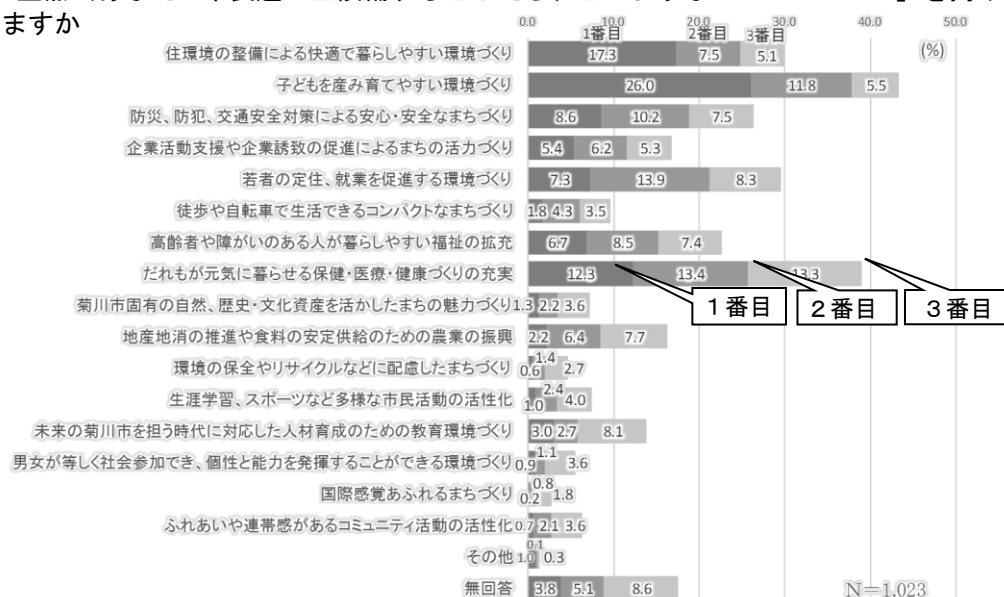
【一般市民調査結果】 (1,023/2,000 票 回収率：51.2%)

- ・菊川市の魅力としては「自然・緑」、「茶」、「交通利便性」に多くの意見が集まっています。
- ・住みやすさの評価については、「住みやすい」が7割、「住みにくい」が1割。(なお、地区ごとにみると嶺田、小笠南、小笠東、内田地区などでは評価が低くなっています)。
- ・市政の重点事項としては、「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「住環境の整備」、「若者の定住・就業の促進」などがあげられています。

■菊川市は住みやすいまちであると感じますか



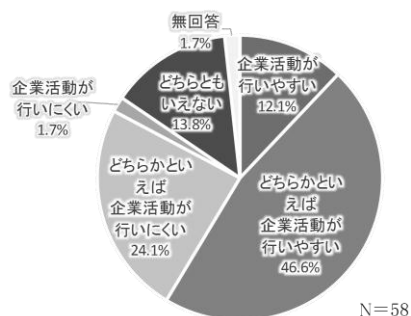
■市政の重点（あなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか



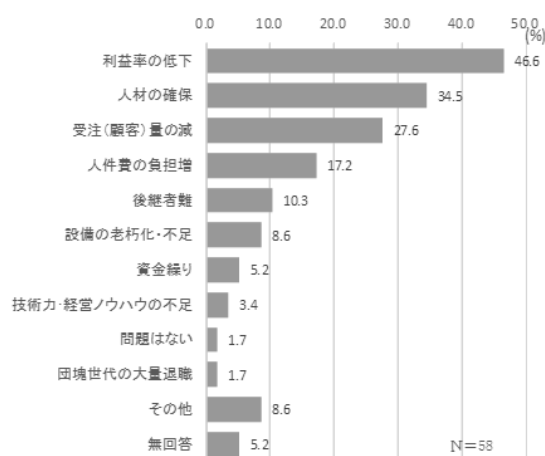
【企業調査結果】(58/96 票 回収率：60.4%)

- ・企業活動のしやすさについては、「活動しやすい」が6割、「活動しにくい」が3割となっています。
- ・経営上の課題については、「利益率の低下」や「人材確保」などが多くなっています。また、「若者の就業への支援」の必要性がいられています。
- ・雇用対策・勤労者対策として、「若者や学生の就職活動や就業意識の啓発に対する支援」が求められています。

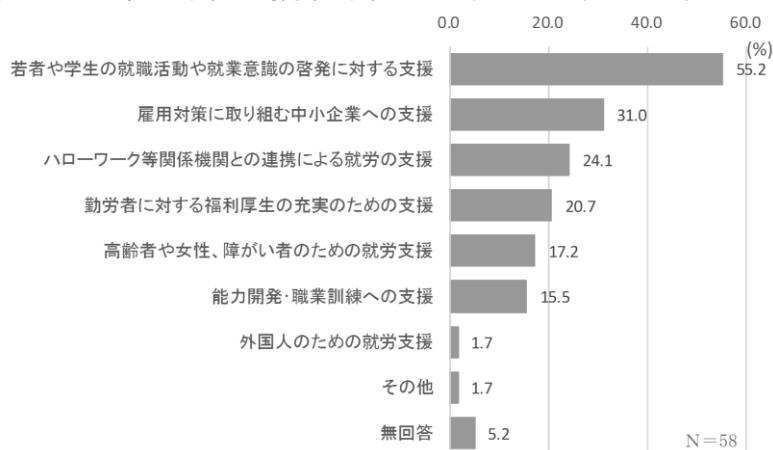
■菊川市は、全体として企業活動が行いやすい地域だと思いますか



■現在抱えている経営上の問題点は何ですか



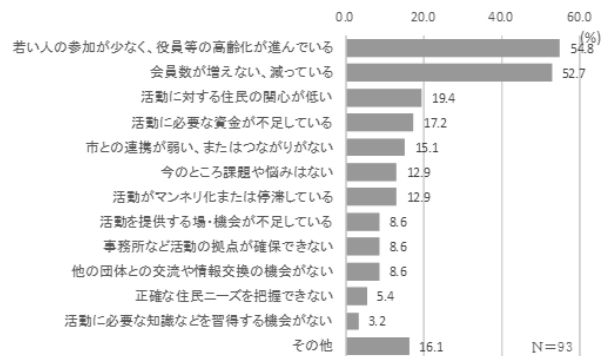
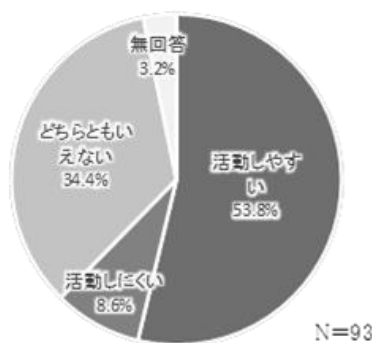
■菊川市における雇用対策・勤労者対策として、どのような取り組みが必要だと思いますか



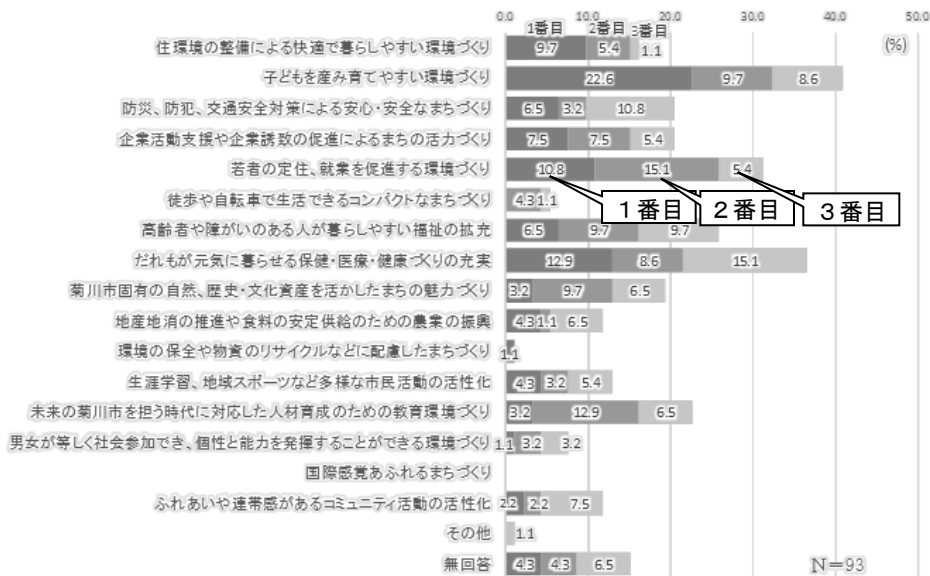
【団体調査結果】(93/145 票 回収率：64.1%)

- ・団体活動のしやすさについては「活動しやすい」が5割、「活動しにくい」が1割となっています。
- ・団体活動の課題としては「役員等の高齢化」と「会員数の減少」があげられています。
- ・市政の重点事項としては「子どもを産み育てやすい環境づくり」、「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「若者の定住・就業の促進」などがあげられています。

■菊川市は活動しやすいまちであると感じますか ■現在、貴団体が抱えている課題は何ですか



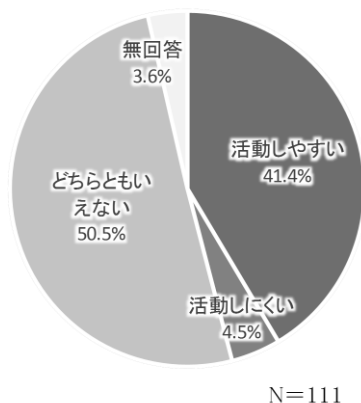
■今後の約10年間で菊川市が目指すべきまちづくりの方向性は何だと思いますか



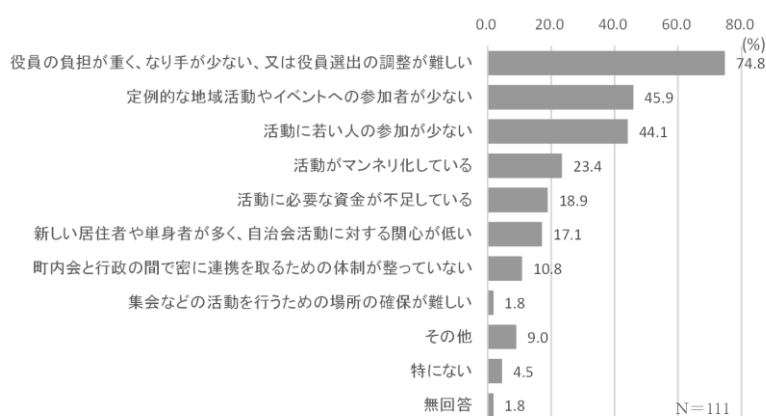
【自治会調査結果】（111/128 票 回収率：86.7%）

- ・自治会活動のしやすさについては、「活動しやすい」が4割、「活動しにくい」が1割程度となっています。
- ・自治会活動の課題としては「役員選出の調整」、「若者を含めた参加者が少ない」などが多くなっています。
- ・市政の重点事項としては「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「若者の定住・就業の促進」、「子どもを産み育てやすい環境づくり」などがあげられています。

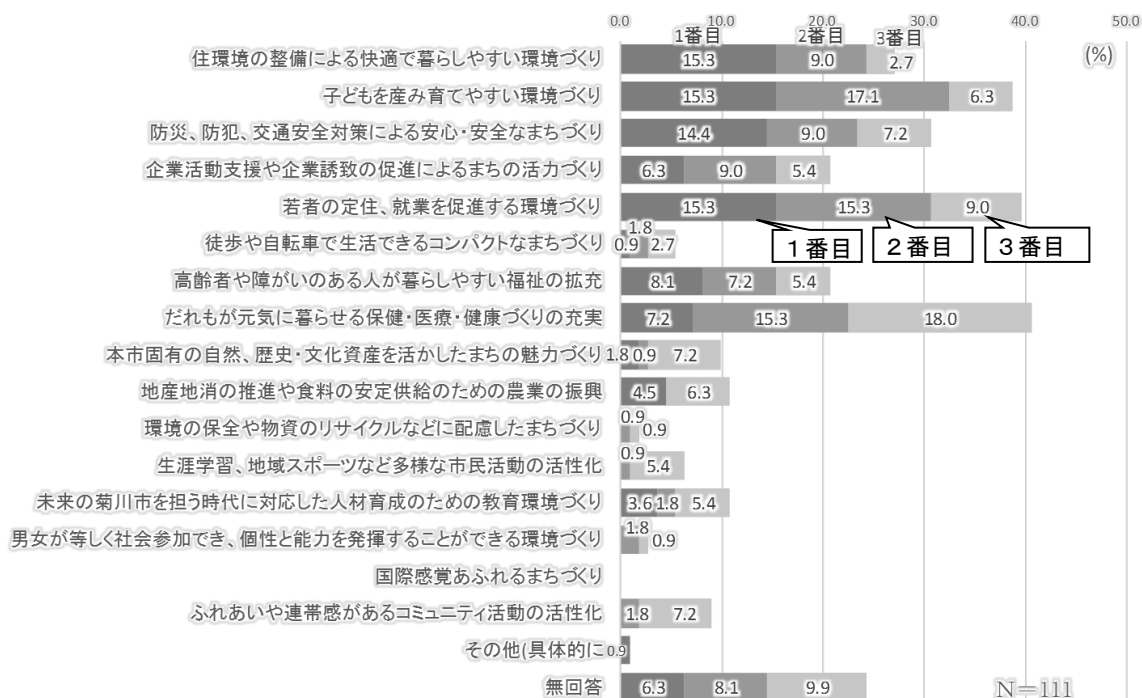
■自治会活動において、菊川市は活動しやすいまちであると感じますか



■自治会活動を行う上での問題点がありますか



■今後の約10年間で菊川市が目指すべきまちづくりの方向性は何だと思いますか



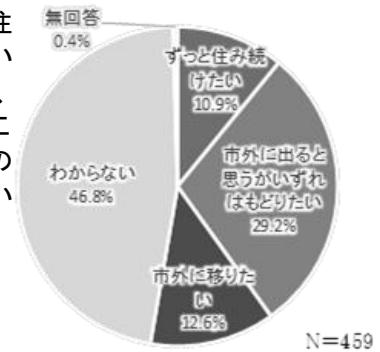
【中学生調査結果】（459/485 票 回収率：94.6%）

- ・住みやすさについては、「住みやすい」が8割、「住みにくい」が2割となっています。
- ・将来も菊川市に住みたいとする意見は4割となっています。
- ・市政の重点事項としては「安心安全なまちづくり」、「元気に暮らせる保健・医療・健康づくり」、「住環境の整備」などがあげられています。

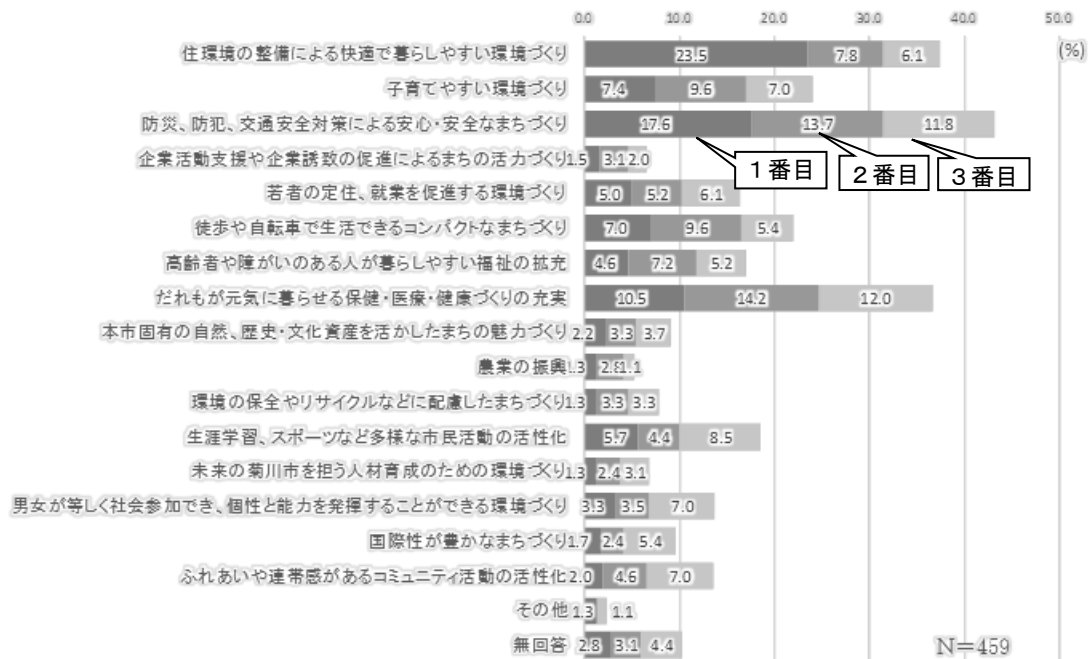
■菊川市を住みやすいまちだと思いますか



■あなたは、働くようになってから菊川市に住みたいですか。あるいは進学や就職などで、菊川市以外に住むこととなった場合、その後菊川市に戻りたいですか



■もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか



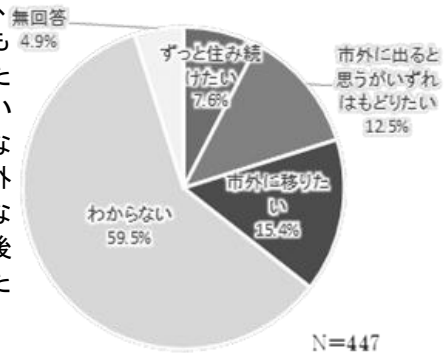
【高校生調査結果】（447/472 票 回収率：94.7%）

- ・住みやすさについては、「住みやすい」が7割、「住みにくい」が2割となっています。
- ・将来も菊川市に住みたいとする意見は2割となっています。
- ・市政の重点事項としては「住環境の整備」が最も多くなっています。

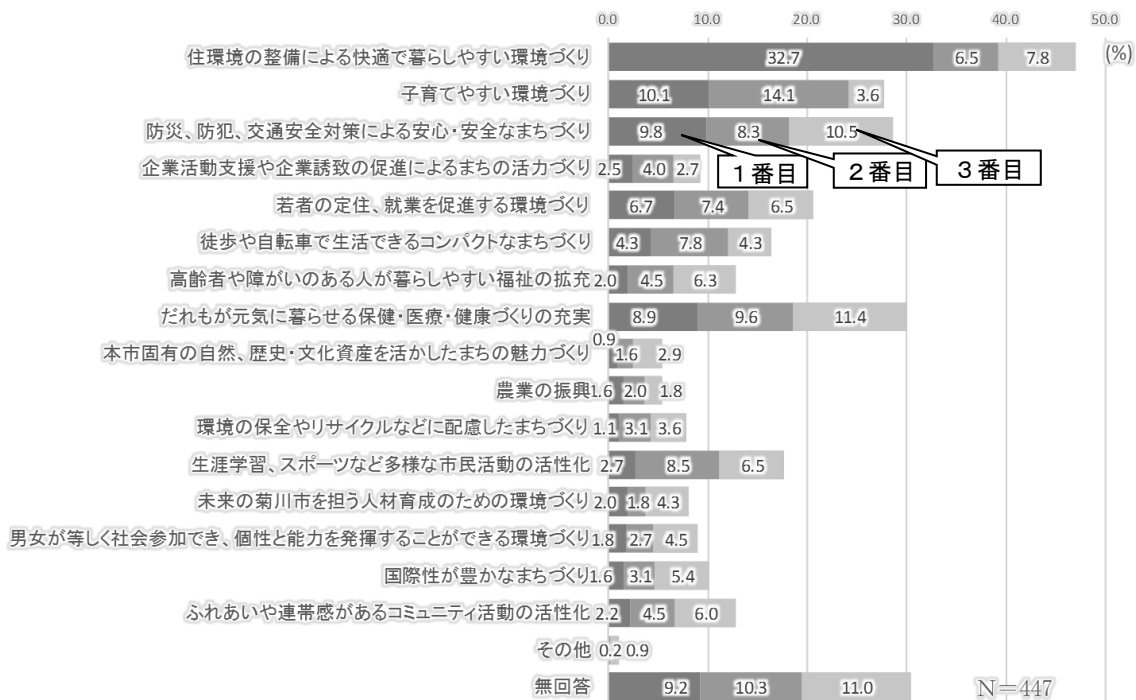
■菊川市を住みやすいまちだと思いますか



■あなたは、働こうになっても菊川市に住みたいですか。あるいは進学や就職などで、菊川市以外に住むこととなった場合、その後菊川市に戻りたいですか



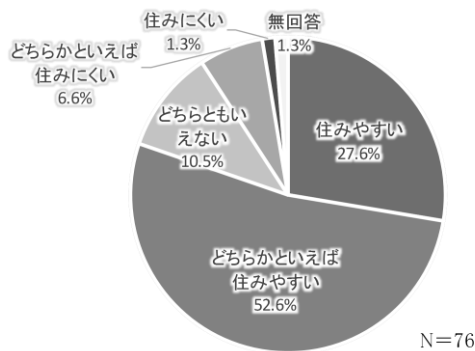
■もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか



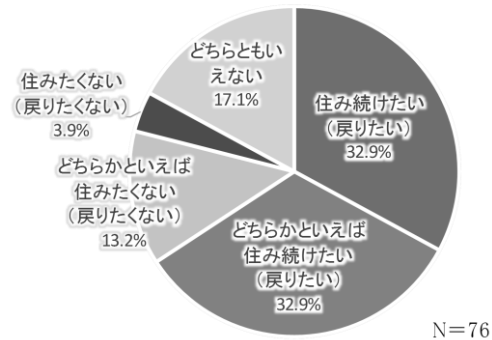
【大学生調査結果】（76/100 回収率：76.0%）

- ・住みやすさは、「住みやすい」が8割、「住みにくい」が1割となっています。
- ・将来も菊川市に住みたいとする意見は7割となっています。
- ・市政の重点事項としては「子どもを産み育てやすい環境づくり」が最も多くなっています。

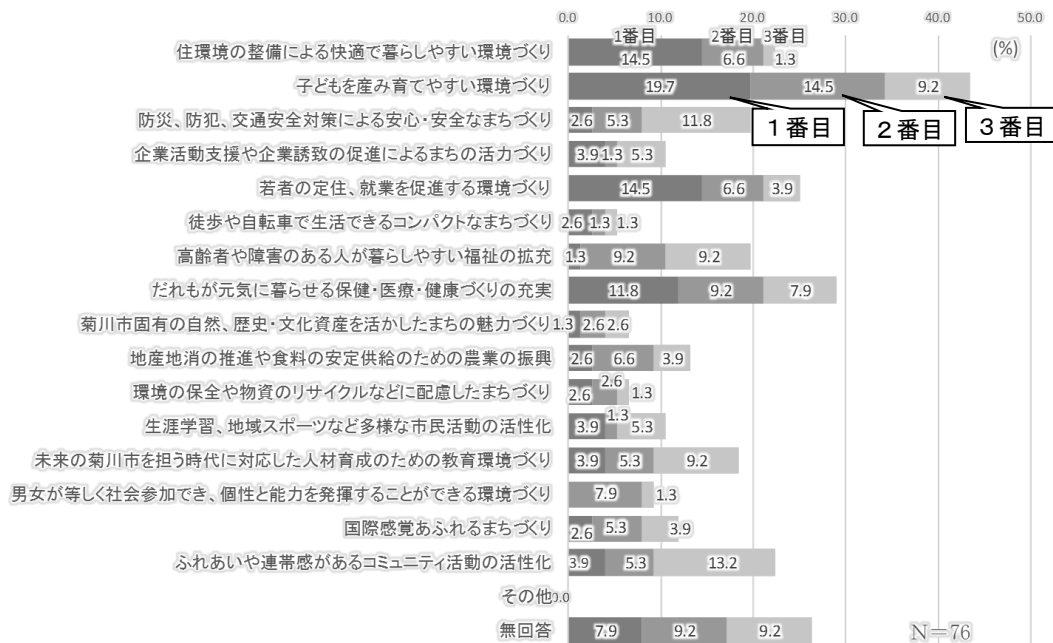
■菊川市は住みやすいまちであると感じますか



■現在通う学校卒業後、菊川市に住み続けたい（戻りたい）と思いますか



■もしあなたが市長選に立候補するとしたら、どのような「マニフェスト」を掲げたいと思いますか



(3) 市民からの提案

「未来のきくがわまちづくりワークショップ in2015」の開催により、これからの菊川のまちづくりに向けた、具体的な提案事項を示します。

テーマ	A：産業（農工商）、観光	B：生活（自然）環境、都市基盤、防災	C：子育て、教育健康福祉
検討事項	◆工業（企業）、商業の産業振興 ◆茶産業・農産業の振興 ◆地域の雇用 ◆観光 等	◆生活（自然）環境の整備 ◆コミュニティの推進 ◆都市基盤・土地利用の推進 ◆安心、安全の確保 等	◆子育て支援 ◆スポーツ、文化の振興 ◆教育（学校教育・生涯学習）の推進 ◆福祉（高齢者・健康づくり・医療）の充実 等
重点的な取組提案	①農商工の活性化 ②6次産業の促進 ③観光資源の整理と効果的なPR	①四季を楽しめる自然味のあるまちづくり ②防災に強いまちづくり ③各年代が参加できるコミュニティ改革	①子育てしやすいまちづくり ②未来の菊川を担う人づくり ③世代間交流できる場づくり

(4) 菊川市の特徴

SWOT分析手法の分類により菊川市の特性「強み」「弱み」に区分して整理します。

①SWOT分析について

組織の内部環境を「S（強み）」、「W（弱み）」の観点から、組織の外部環境を「O（機会：プラス要因・追い風）」、「T（脅威：マイナス要因・逆風）」の観点から整理し、組織の資源と課題を抽出・把握するための分析手法の1つです。

通常、次のような表を用いて分析を行い、事業・施策や政策の選択や集中といった「戦略」を検討・立案するために活用します。

	外部環境	機会（プラス要因・追い風） （Opportunity）	脅威（マイナス要因・逆風） （Threat）
内部環境			
市の強み （Strength）		【成長戦略】 強みによって機会をさらに活かす方向	【回避戦略】 強みを発揮して脅威を回避・克服する方向
市の弱み （Weakness）		【改善戦略】 機会を逃さないように弱みを改善する方向	【改革戦略】 最悪の事態を招かないように弱みを克服し改革する方向

②菊川市の地域特性

強 み	●豊かな緑と水 ●自然と都市とが調和 ●高い出生率、待機児童ゼロ ●ICTを活用した教育環境 ●スポーツ活動の場が充実 ●社会福祉法人活動が活発 ●高齢者や障がい者支援施設が充実 ●家庭医療センターによる在宅医療の展開 ●多様な産業（農、商、工）●六次産業化の推進 ●菊川茶（深蒸し茶発祥の地） ●世界農業遺産「茶草場農法」●自治会単位での防災組織 ●JR 菊川駅、東名菊川 I C の立地による交通利便性
--------	--

成長戦略(強みによって機会をさらに活かす)

- ①自然資源、風景を活かした菊川市のイメージアップ
- ②環境と共生するまちづくりの実践
- ③子育てしやすい、子どもにやさしいまちとしてのブランド向上
- ④ICT環境を活かした教育力の向上
- ⑤今後の国際大会開催などを背景にした「スポーツ文化」の醸成
- ⑥健康都市としてのイメージアップ
- ⑦(内陸フロンティアを拓く取組等)広域プロジェクトの推進による市内産業の活性化
- ⑧自然資源、特産物の地域ブランドとしてのブラッシュアップや6次産業化などの展開
- ⑨「お茶」を活かしたブランドイメージの見直し、更なる発信
- ⑩地域のつながりを活かした防災、減災対策の充実
- ⑪広域交通アクセス性を活かした公共交通の充実
- ⑫菊川駅周辺等の都市拠点の充実
- ⑬鉄道駅、高速道路 IC といった広域交通拠点を中心にした利便性の高い市街地形成を維持
- ⑭市民の「地域愛」の醸成や市民参加による、住み良いまちの環境維持

回避戦略(強みで脅威を回避・克服する)

- ①残存する自然環境の保全と共生
- ②生活コストの見直し等経済性を意識した無駄のない日常生活の実践
- ③居住や子育てに対する環境の優位性を維持
- ④のびのび学ぶことのできる環境の維持
- ⑤各世代がスポーツに親しめる環境づくり
- ⑥既存病院の立地を活かした地域に密着した医療の充実
- ⑦地元中小企業等の支援による市内産業力の底上げ
- ⑧農産生産の体制・環境の改善
- ⑨お茶などの市の特産品による地域独自ブランドの確立と収益性の確保
- ⑩様々な災害リスクへの対応強化
- ⑪既存交通拠点の利用促進
- ⑫開発コストを抑えた駅周辺整備の促進
- ⑬通過利用者に向けた菊川市のPR等
- ⑭転入人口、若年齢層人口の定着による都市活力の維持

弱 み	▼子育て支援ニーズの多様化とサービスの対応への不安 ▼若年層のスポーツへの関わりの減少 ▼社会保障費の増加 ▼総合病院の機能低下 ▼企業誘致用地の不足 ▼農家の高齢化、後継者不足 ▼農産物の価格低迷 ▼拠点的な商業地の不在 ▼「菊川」の低知名度 ▼水害被害等の恐れ ▼公共交通機能が不十分 ▼公共施設の維持費増加 ▼地形特性による道路網の分断 ▼駅やＩＣ周辺の低利用 ▼地元への愛着度が低い
--------	--

改善戦略(機会を逃さないように弱みを改善する)

- ①自然と調和した屋外環境(施設・公園・空き地等)の整備
- ②学力の向上、進学に対する相談機会等の充実
- ③スポーツ、地域文化に対する市民の関心を醸成
- ④市民の見守りに基づく地域コミュニティ機能の充実(地域福祉の展開)
- ⑤産業活動における新規参入の促進
- ⑥菊川の「特産物」のPR
- ⑦広域交通アクセス性を活かした市外からの人の誘導
- ⑧災害危険箇所の再確認と地域の協力に基づく整備の推進
- ⑨広域交通網とのアクセス性向上(コミバス・道路整備等)
- ⑩菊川駅周辺市街地の改善
- ⑪生産活動と居住、自然環境のバランスに配慮した市街地形成
- ⑫住民主体による地域に身近なまちづくりの展開

改革戦略(最悪の事態を招かないように弱みを克服し改革する)

- ①暮らしに身近な(商店、各種生活サービス機能を有する)施設の確保
- ②高等・専門性の高い教育機関の誘致検討
- ③スポーツに親しむ機会の充実、啓発活動の推進
- ④安定的な財源確保と効率的な福祉サービスの実践
- ⑤雇用促進策の展開
- ⑥農業従事者の多面的な確保
- ⑦菊川駅周辺等の再活性化の推進
- ⑧ハザードマップ等の見直し、周知
- ⑨交通機関へ利便向上の要請
- ⑩公共施設ストックの適切な維持・管理及び整備の推進
- ⑪菊川駅周辺地域の外部からの吸引力向上
- ⑫若年世代に対する菊川市の住み良さ等のPR
- ⑬安心安全な地域生活環境形成

第4章 まちづくりの課題

菊川市の概況整理、市民意向の把握結果をふまえ、今後の計画策定において意識すべき菊川市のまちづくり課題のポイントを以下に整理します。

課題1 既存産業・特産物を活かした地域振興

- 本市の特徴として、農用地面積の割合が多く、今後、耕作放棄地化が進む恐れがあります。このことから、耕作放棄地化を未然に防止するとともに、農地の集約化や農産物のブランド化、高収益の作物とお茶と組み合わせた複合経営などを推進していくことが必要です。
- 市内には一定の工場の立地もみられますが、事業所の減少や集積の低さ、中心市街地（商店街）の衰退化もあり、今後の市の活力低下が一層懸念されます。そのため、高齢化や地産地消、地域密着など新たな時代に対応したにぎわいを創出していくことが必要です。

課題2 便利で安全・快適な市街地の形成

- 市域北部が台地や丘陵地で、特産である茶畑、田畑が点在しています。動向としては少ないながらも宅地の増加と農地の減少が見られており、産業、居住、自然のバランスのとれた土地利用を推進していくことが必要です。
- 市内には、東西方向に鉄道、高速道路軸が横断し、鉄道駅、インターチェンジが立地しています。こうした広域交通網と地域内をアクセスする公共交通網を充実させていくことが必要です。
- 本市の玄関口であるJR菊川駅周辺においては、低未利用な状態となっており、このまま放置すると乱開発の恐れもあることから、計画的に土地利用を推進していくことが必要です。
- 発生が想定されている大規模災害、増加する異常気象、自然災害の発生に備えた防災対策を充実していくことが必要です。

課題3 家族形成世代の暮らしの安定を保つ

- 人口減少とともに生産年齢人口（15～64歳）の減少もみられます。また、若年世代の転出もみられ、生産年齢人口の減少により、労働力の低下、まちづくりの担い手不足、税収の減少などの問題が懸念されます。
- 若年世代が安心・安定して暮らせるよう就業の場を確保しつつ、3世代が同居または近くに住むことができる子育てしやすいまちといった、市で暮らすことの魅力をPRし、U I Jターンによる定住人口を増やしていくことが必要です。

課題4 少子・高齢社会に応じた社会環境の再整備

- 市の人口は、平成 19 年以降減少に転じ、将来的にも人口減少が見込まれています。全国的にも人口減少が進み、本市の人口減少を抑制していくためには、定住人口の増加や若年層、特に子育て世帯が住みやすい地域づくりを進めていくことが必要です。
- 若者の出会いから出産、子育て、教育にいたるまでの各段階に応じた多様な子育て支援とともに、女性の就労環境の改善など子育て・教育環境を充実させていくことが必要です。
- 今後も高齢者の増加、特に単身高齢世帯の増加も懸念されることから、高齢期にも不安なく生活することができる社会環境を整備していくことが必要です。

課題5 多様な「菊川文化」の醸成

- 人口が減少していくなか、他から「選ばれる」都市となっていくためには、住みやすい都市としての魅力に加え、菊川だけでしか得ることのできないものを持つことが大事なこととなります。
- そのためには、深蒸し茶発祥の地としての歴史や世界農業遺産である伝統的な「茶草場農法」など、地域に根付いた資源を磨き上げ、市民が誇りをもって自慢できる個性ある「菊川文化」を醸成していくことが必要です。

課題6 菊川らしさの共有と外部に向けた都市イメージの確立

- 本市には、茶畑や棚田、菊川、ホテルの里など豊かな緑と水に恵まれており、市民の7割以上が住みやすいまちだと感じています。
- また、高速道路、鉄道といった市内外とを結ぶ広域交通の利便性が高いものの、周辺と比較して地価が安価であるなど、住みやすい、暮らしやすいまちであるといった特徴もあります。
- このような「住み良さ」といった特性を、「菊川ブランド」として磨き上げ、市内外へと情報発信することで本市の知名度向上を促し、移住・定住・交流人口の増加へと繋げていくことが必要です。

課題7 自助・共助・公助による安心安全な環境づくり

- 自治会やまちづくり団体の意向調査によると、自治体の約4割、まちづくり団体の約5割が活動しやすいまちだと回答しています。
- その一方で、若い人の参加が少なく、活動する人の高齢化や担い手不足を指摘する意見も多くでています。
- 市民ニーズが多様化するとともに、少子高齢化が一層の進行をみせるなか、市民が安心して安全に暮らしていくためには、自治会やまちづくり団体と連携・協働していくことが不可欠となります。
- そのため、市民自らが、それぞれの意思と責任で行動し、互いに助け合い、協力して地域のために活動し、住民による地域づくりをしていくことが必要です。

第2編 **基本構想**

第1章 まちの将来像

1 まちづくりの基本理念

平成17年合併時の理念を今後も受け継ぐため、第1次菊川市総合計画のまちづくりの理念を継承していきます。

共に生きる 《共生と協働》

市民と豊かな自然環境が共生し、市民と行政が互いの役割分担を認識し、顔の見える関係を保ちながら協働するまちづくりを目指します。

そのため、地域が自らの意思と責任で行動し、互いに協調・協力して地域のために活動することを重視します。

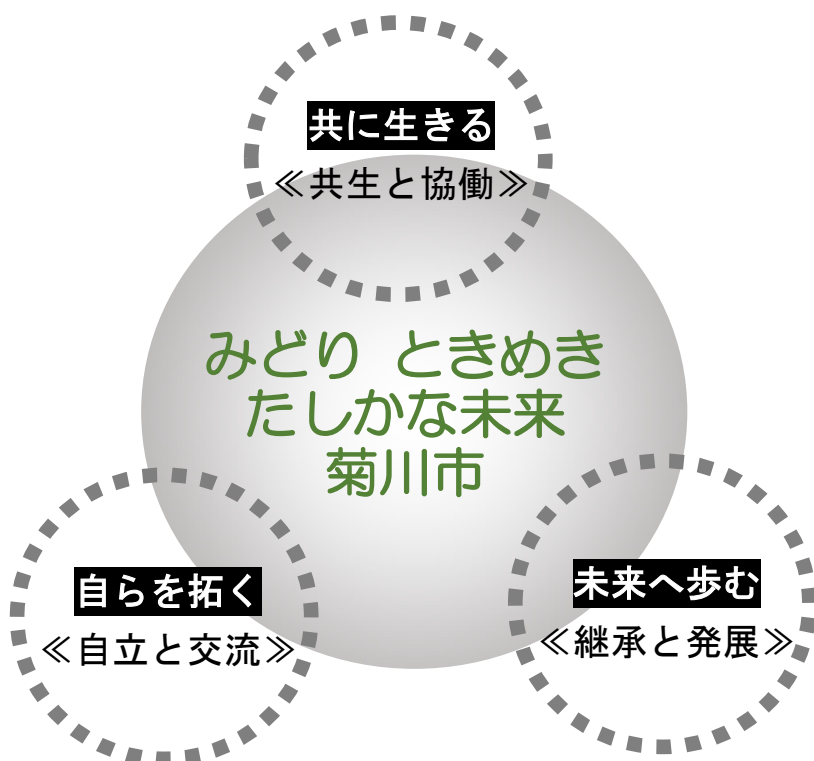
自らを拓く 《自立と交流》

安心して暮らせることはもとより、特色がある魅力的なまちづくりを目指します。

そのため、市民が生涯学習や幅広い分野での交流を実践して、自らのより豊かな知恵と創造を拓くことを重視します。

未来へ歩む 《継承と発展》

ふるさとの「よさ」を再発見し、誇れる資源を活かし、長い歴史の中で受け継がれた伝統文化や形成された技術をたたえ、継承し、新たな発展を加えて、未来に向かって確実に進歩することを重視します。



2 将来像

まちづくりの理念をふまえ、我が国が少子高齢化・人口減少へと進むなかで、この菊川市でこどもが生まれ、育ち、誰もが不安なく暮らせる環境を維持し、地域資源を見直し、市民の共有のもと、さらに活用しながら、まちの活力を維持していく観点で、将来像を以下のように設定します。

みどり ときめき たしかな未来 菊川市

菊川市は、豊かな自然環境を持つ、鮮やかな緑に包まれた地域です。「みどり」は、自然・お茶・農産物・芽吹き（誕生）・若さ・活力・郷土・安全安心などが連想され、その一つひとつが、まちづくりに必要なキーワードでもあります。

この「みどり」を活かし、市の発展性、将来への希望、恋愛、結婚、生活など喜びや期待に心がおどるようなまちづくりを目指します。

また、これからの菊川市の未来が、魅力があり、幸せな生活環境、「住んでよかった、住みたくなるまち」として、これからも未来へ繋げ、継承し、持続可能なまちを将来像とし、まちづくりを進めていきます。

この将来像は、第2次菊川市総合計画の計画期間である平成37年（西暦2025年）の「あるべき姿」として設定しまちづくりを進めていきます。

「みどり」

- ◆自然・お茶・農産物・芽吹き（誕生）・若さ・活力・郷土・安全安心など、あふれる自然、大切にしたいふるさと、良好な環境をイメージした言葉で、合併時の新市将来構想や第1次菊川市総合計画からも継承するものになります。

「ときめき」

- ◆これからの市の発展性、将来への希望、恋愛、結婚、人口増などをイメージしています。

「たしかな未来」

- ◆菊川市をこれからも未来へ繋げ、継承し、持続していくことをイメージしています。

第2章 めざすまちづくりの方向性

1 目標人口

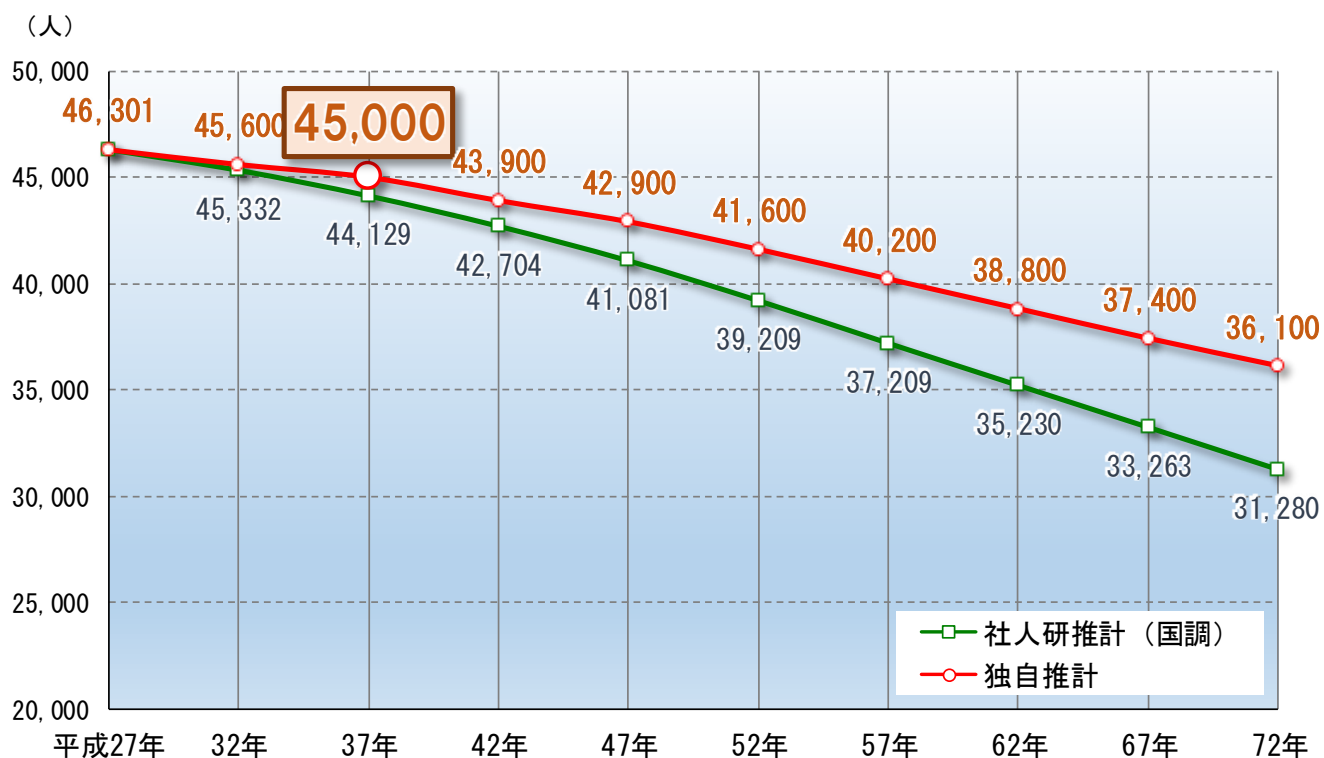
平成37年における目標人口 45,000人

本市の人口は国勢調査によると、平成17年以降は減少しており、平成22年で47,041人となっています。国立社会保障・人口問題研究所による国勢調査結果をもとにした推計によると、将来人口は今後も減少傾向となり、目標年次である平成37年には44,129人と平成22年よりも3,000人程度減少するものと見込まれます。

人口ビジョンにおいては、この国勢調査結果による推計値を基本としつつ、施策実施効果として、出生率向上と移動率抑制が実現されるとして、平成37年の人口を44,836人（国勢調査結果による推計より700人増）としています。

第2次菊川市総合計画では、この人口ビジョンによる将来人口をふまえて、目標年次である平成37年の人口を、45,000人として設定します。

■目標人口



2 将来都市構造

(1) 基本的な考え方

持続する都市として必要な土地利用、都市機能の維持、確保を図り、適正な人口規模を維持していくための、将来の都市構造のあり方を示します。

●自然に親しめる空間形成

菊川をはじめとする河川や周辺の森林・里山といった豊かな自然環境を保全し、ネットワーク化するとともに、市民が気軽に親しむことができる都市づくりを進めます。

●都市活動のステージをつくる

JR 菊川駅周辺、中興公民館周辺、菊川 I C 周辺などの都市拠点や、工業地などの産業拠点等における都市機能の整備・充実と適切な土地利用を進めるとともに、拠点間の人・物・情報の連携・交流を促進して、賑わいと活力を創出する都市づくりを進めます。また、富士山静岡空港や御前崎港等の広域拠点の利用促進を図りながら、自然・産業・観光など、本市の魅力を発信する取り組みを推進します。

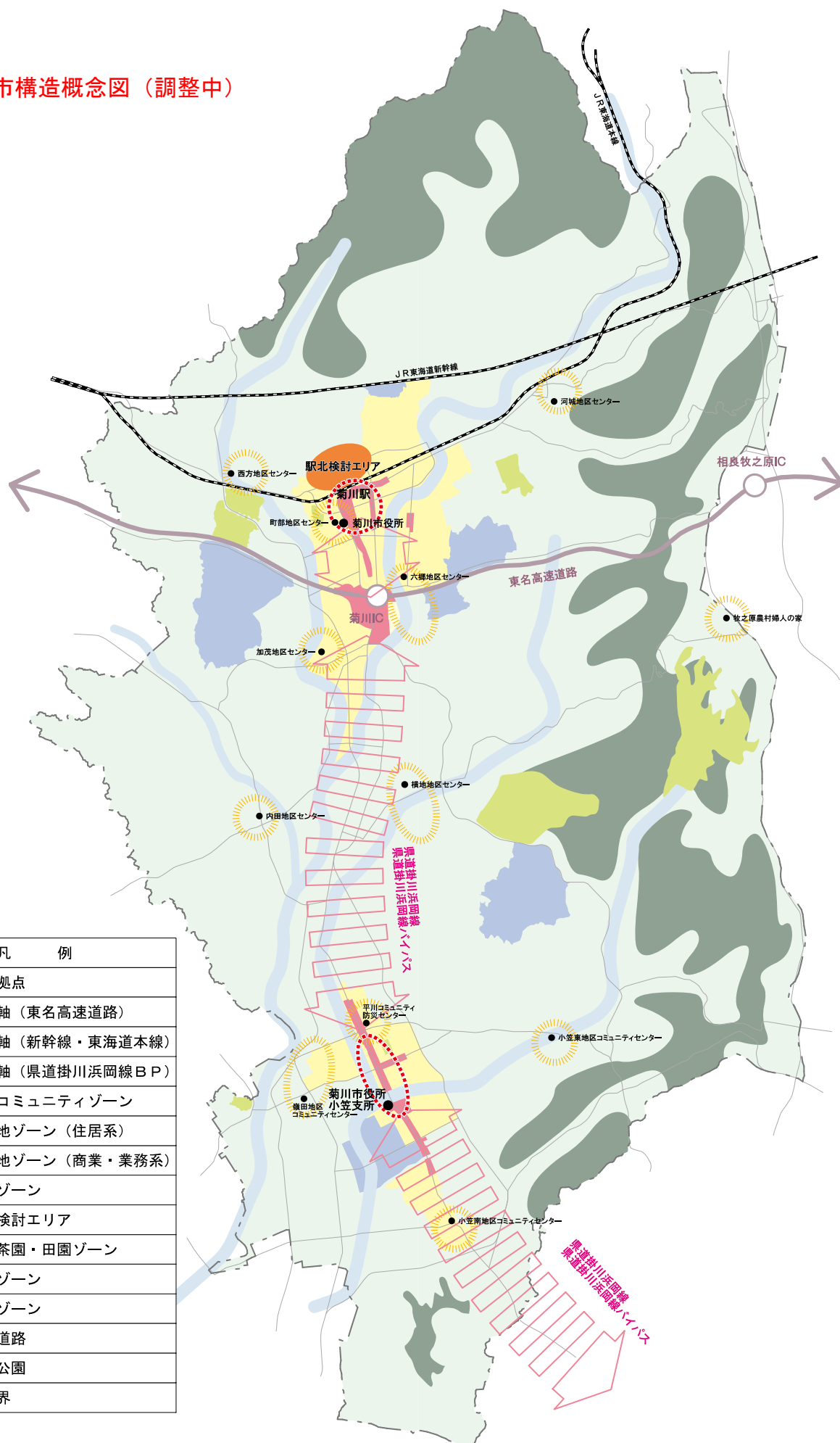
●地域間と広域のネットワークの充実

市の中心部と地域の拠点を結ぶ道路網の整備を推進するなど、市内のネットワークを充実するとともに、市内の都市拠点や産業拠点と富士山静岡空港・御前崎港などの広域拠点を効果的に利用促進する幹線道路も整備を進めます。

(2) 将来都市構造

区 分	内 容
都市拠点	・ 菊川駅周辺、菊川 I C 周辺、中央公民館を含む一体の都市機能集積を図ります。
都市軸	・ 東名高速道路、J R 線、県道掛川浜岡線 B P について位置づけ、市内外を結ぶ広域交通網を形成します。
地域コミュニティゾーン	・ 地域のコミュニティ施設を核とした生活に身近な行政サービスを充実します。 ・ 「地域コミュニティゾーン」相互や「市街地ゾーン」との連携を図ります。
市街地ゾーン	・ 商業・業務系機能などの強化を進めながら土地利用を高度化し、まちの象徴的な空間となるようにします。
産業ゾーン	・ 東名高速道路や隣接する富士山静岡空港など広域交通拠点との隣接性をいかし、既存産業の振興や新たな業種・業態の導入を促します。
緑・茶園・田園ゾーン	・ 茶の生産環境の維持・保全を図ります。 ・ 自然生態系、地域振興、周辺の土地利用に配慮し、観光・レクリエーション、学習等の場として活用します。 ・ 河川沿いの平坦部について、優良な農地の保全に努めます。 ・ 生産性の向上に向けた基盤整備を進めます。
親水ゾーン	・ 菊川をはじめとする河川と沿川部について、自然の景観の保全とともに、河川の浄化や親水性を高めます。
里山ゾーン	・ 棚田・雑木林などの良好な里山の環境や景観、歴史や伝統を踏まえた文化資源の保全に努めます。

■将来都市構造概念図（調整中）



3 基本目標

まちの将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの基本的な方向性を示すため、以下の5つの方針を掲げます。

目標1 「子どもがいきいき育つまち」

○「子育て」、「教育」環境の充実等による次世代の育成支援を強化していくことにより、「菊川」で子どもが生まれ、育ち、「菊川」に住み続けるまちとしていきます。

目標2 「健康で元気に暮らせるまち」

○「菊川」で育まれてきた地域文化や、「住み良いまち」としての評価を維持しながら、市民誰もが健康で豊かに暮らせる環境づくりや、市民自らの健康づくり等への取り組みを支援していきます。

目標3 「活気があふれ地域の良さを伸ばすまち」

○深蒸茶発祥地としての特徴、また、高速道路、鉄道の広域交通網との良好なアクセス性などの「菊川」ならではの資源や優位性を活かし、市内はもとより、市外にも情報を発信しながら、更なる「産業力」の維持・向上を図ります。

目標4 「快適な環境で安心して暮らせるまち」

○茶畑が広がる丘陵地や菊川などの河川を軸とした水と緑の自然の保全と鉄道駅周辺の機能充実や市内の公共交通網の利便性向上などにより、利便性の高い市街地整備のバランスのもと、市民の生活利便性の確保と、不安なく安定して暮らせる環境づくりを進めます。

目標5 「まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち」

○「菊川」のまちづくりを進めるために、多様な主体が支え合い、共に考え、行動するまちにしていきます。

第3章 政策の大綱（案）

計画期間における目指すべき将来像「みどり と きめき たしかな未来 菊川市」とその実現を支える基本目標、政策体系を以下に示します。

基本目標1 子どもがいきいき育つまち 【子育て・教育】

安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまちづくり

- ・ 教育・保育サービスの充実に取り組みます
- ・ 幼児教育・保育の質の向上を目指します
- ・ 安心できる子育て環境を整備します
- ・ 子育て世代を応援します

親と子がすこやかに成長できるまちづくり

- ・ 母子保健事業の実施で親と子のすこやかな成長を支援します
- ・ 医療費助成に親と子の健康増進に努めます
- ・ 子どもの成長や発達支援に取り組みます

安心・安全な教育環境が整ったまちづくり

- ・ 学校施設を適正に維持管理し耐震化や長寿命化に努めます
- ・ 安全で安心して教育が受けられる環境づくりに努めます
- ・ 安全でおいしい給食を安定的に提供します

子どもの「生きる力」を育むまちづくり

- ・ 魅力ある授業づくりを推進します
- ・ 一人ひとりを大切に教育を推進します
- ・ 豊かな学びを支える環境づくりを推進します

人を育み、若者を育てるまちづくり

- ・ 地域で子どもを守り育てる取り組みを進めます
- ・ 家庭の教育力向上に取り組みます
- ・ 子どもの読書活動を推進します

基本目標2 健康で元気に暮らせるまち 【医療・福祉・保健・社会教育】

適度な運動や正しい食生活でみんなが健康なまちづくり

- ・ 健康増進事業の実施によりみんなの健康を作ります
- ・ 検診事業の実施によりみんなの健康を維持します
- ・ 心の健康事業の実施によりみんなの心の健康を作ります
- ・ 予防接種事業の実施により疾病予防を行います

高齢者が元気にいきいきと暮らせるまちづくり

- ・ 高齢者の介護予防と生きがいづくりを進めます
- ・ 地域包括ケアの体制を充実します
- ・ 高齢者の生活を支援する介護サービスを推進します

地域の中で、互いに支え合うまちづくり

- ・ 地域における住民の福祉活動を支援します
- ・ 地域福祉を育む担い手を育成・支援します
- ・ 地域の中での自立した生活を応援します

障がいのある人が地域の中で、安心して暮らすことができるまちづくり

- ・ 障がいのある人の自立した生活を支援します
- ・ 障がいのある人の地域での活動を促進します
- ・ 障がいのある子どもの福祉サービスを充実します

入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまちづくり

- ・ 医療機関、介護・福祉施設等との連携を進めます
- ・ 菊川病院の機能を充実します
- ・ 家庭医養成プログラムを推進します
- ・ 市民と行政が連携して地域医療の充実を目指します

生涯にわたり学べるまちづくり

- ・ 生涯学習活動を推進します
- ・ 読書環境の整備に努めます
- ・ 読書機会の提供・読書活動の啓発に努めます

芸術や文化に親しめ歴史・文化遺産が継承され生かされているまちづくり

- ・ 鑑賞機会の提供に努めます
- ・ 市民の文化・芸術活動を支援します
- ・ 文化財の保存・周知・活用を推進します

スポーツが盛んなまちづくり

- ・ 誰もがスポーツに触れ合う機会を創出します
- ・ スポーツ活動の場を提供します
- ・ スポーツ団体・スポーツ活動を支援します

基本目標3 活力があふれ地域の良さを伸ばすまち 【産業】

- 農業振興と次世代農業モデルを推進するまちづくり
 - ・ 菊川型農業モデルの創出を図ります
 - ・ 経営感覚に優れた担い手の確保と育成を図ります
 - ・ 農業経営基盤の強化を促進します
 - ・ 農地の適正な管理と利用を促進します
 - ・ 農業生産基盤の整備と維持管理を行います
- 活力と魅力のある茶のまちづくり
 - ・ 活力ある茶業の振興を推進します
 - ・ 茶の消費拡大を図ります
 - ・ 茶文化の継承をします
- 商工業が活気あるまちづくり
 - ・ 市内企業の応援と進出企業の獲得に努めます
 - ・ がんばる事業者を応援します
 - ・ 就労機会の拡大を図ります
- 人が訪れるまちづくり
 - ・ 市民力による魅力発信を支援します
 - ・ 広域市町と連携した交流人口の増加を図ります
 - ・ マスコットを活用した情報発信を行います
- 消費者が安心して暮らせるまちづくり
 - ・ 消費生活センターの機能を強化し、消費者の保護に努めます
 - ・ 消費者被害の軽減に努めます

基本目標4 快適な環境で安心して暮らせるまち 【社会資本整備・環境・防災】

- 防災力を高めるまちづくり
 - ・ 災害に強いまちをつくります
 - ・ 自主防災組織の体制及び連携強化を図ります
 - ・ 市民の防災意識の高揚を図ります
 - ・ 市民の防災活動への参加を推進します
 - ・ 避難情報の適切な伝達と避難体制の強化を図ります
- 交通事故・犯罪のないまちづくり
 - ・ 交通事故を減らすため交通安全活動を推進します
 - ・ 交通安全施設の整備を進めます
 - ・ 犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します
- 消防力を高めるまちづくり
 - ・ 消防施設・設備・体制の充実強化を図ります
 - ・ 消防技術の向上を目指します
 - ・ 消防団の防災力の維持・向上を図ります
- 豊かな自然や住みよい環境を未来へつなぐまちづくり
 - ・ 地球温暖化対策・自然環境の保全を推進します
 - ・ 水質浄化・生活環境の改善を進めます
 - ・ 循環型社会の推進を図ります
 - ・ 適正な汚水処理施設の管理・運営を進めます
- 良好な住環境や道路・公園を次世代に引き継ぐまちづくり
 - ・ 良好な住環境をつくります
 - ・ 幹線道路や生活道路を整備します
 - ・ 公園の整備と適切な維持管理を行います
 - ・ 交通事業者と連携して交通手段の確保・充実に努めます
 - ・ 橋梁や道路施設を適切に維持管理し、長寿命化を図ります
 - ・ 市営住宅を適切に維持管理し、長寿命化を図ります
- 上水道が安全に安定して供給されるまちづくり
 - ・ 安定した水資源の確保と総合的な水質管理体制の構築を図ります
 - ・ 管路の整備及び改良を進めます
 - ・ 水道施設の管理及び整備を進めます
 - ・ 安定財源の確保を図り、健全な事業経営を継続させます

基本目標5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち 【コミュニティ・自助・共助・公助】

- 市民と行政との協働によるまちづくり
 - ・ まちづくりを進めるために市政情報を共有します
 - ・ 地域のために活動している市民や団体を支援します
 - ・ 地域文化の交流を通して人のつながりを地域の活性化に活かします
- まちの元気・魅力が発信されるまちづくり
 - ・ 知名度向上に向けて情報を発信します
 - ・ 移住・定住に関する情報を積極的に発信します
- 性別・国籍を超えた共生社会を推進するまちづくり
 - ・ 男女が平等な立場で参画できる社会づくりに取り組みます
 - ・ 外国人が暮らしやすい環境を整備します
 - ・ 人権擁護を推進します
- 未来に向かって行財政機能を高めるまちづくり
 - ・ 市役所の組織力を向上します
 - ・ ICT（情報通信技術）を活用し効率的な行政運営をします
 - ・ 新公共経営による行政運営を推進します
 - ・ 他市町との広域連携を推進します
 - ・ 健全で安定した行財政運営を構築します

第4章 基本目標別取組

基本目標1 子どもがいきいき育つまち

1 安心して子育てができ、子どもが健やかに育つまちづくり

●現状・課題

共働き世帯の増加や3世代同居の減少など子どもを取り巻く社会環境は大きく変化し、保育園や放課後児童クラブの利用ニーズは高まっており、保育所を利用したい人が安心して利用できるように、待機児童をなくし、保育所の利用ニーズに的確に対処していくことが求められています。また、核家族化や地域との繋がりが希薄化し、子育て家庭の孤立感や負担感が増大し、子育てに関する相談件数は増加の一途となっています。合計特殊出生率を向上させ、人口減少を抑制していくためには、これら子育て家庭の不安を取り除いていく必要があります。

本市においては、公立4園・私立11園の幼稚園・保育所が設置されており、年度当初における保育所待機児童ゼロの状況を実現しており、各園でそれぞれの特性を活かした就学前教育を実施しています。更に、家庭、地域、企業、行政がそれぞれの役割を持ち、育児と就労の両立支援や地域の子育て機能の強化を推進し、子育て中の親子が安心して暮らせる支援体制や「小笠児童館」、「子育て支援センター」など、子育て世代の交流の場を充実させています。

今後は、就学前教育から小学校教育へ円滑に移行できる体制づくりと、子どもの安全を確保するため老朽化が進む一部施設の整備を行っていくことが求められます。また、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持つ認定こども園の整備を検討していく必要があります。

●取組みの方向

就学前教育から小学校教育へと円滑に移行できるように、幼稚園・保育所と小学校の連携を図ります。

園児などの安全を確保するとともに、学校教育や保育、地域のさまざまな子育て支援を拡充し仕事と子育てが両立できるような取り組みを進めます。

親子で交流できる場の提供など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

ライフステージの各段階に応じ、結婚・出産・育児がしやすい環境づくりを支援します。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「子育てしやすいまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)			
幼稚園が楽しいと感じている園児の割合 (幼稚園アンケート)			
「安心して子どもを育てられるまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）教育・保育サービスの充実に取り組みます

保護者の就労形態の多様化など、子育て環境が変化するなか、更なる子育て支援の充実に努めます。

（２）幼児教育・保育の質の向上を目指します

家庭・園児との信頼関係を十分に築き、一人ひとりの育ちや課題を的確に捉え、幼児とともによりよい教育環境を創造するように努めます。

（３）安心できる子育て環境を整備します

放課後児童クラブなどを活用し、子どもが健やかに育つ環境整備に努めます。

子育て中の保護者同士のつながりを高めるため、子育て支援センター事業の充実を図ります。

子どもの健やかな成長を阻害する児童虐待の早期発見、児童や子育てに不安を感じる保護者からの相談など多岐に渡る内容に対応できるよう家庭児童相談室事業の強化に努めます。

（４）子育て世代を応援します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、子ども医療費助成などの経済的支援を継続するとともに、多子世帯の応援、かつ定住促進のための新生児出産祝金事業を行います。

●関連計画

菊川市子ども・子育て支援事業計画

菊川市幼保施設整備計画（基本方針）

基本目標 1 子どもがいきいき育つまち

2 親と子がすこやかに成長できるまちづくり

●現状・課題

我が国では、国民が安心して子どもを産み育てることができる環境の実現に向け、各都道府県で周産期医療体制整備計画を策定し、地域の実情に応じた周産期医療体制を計画的に整備しています。また、地域のつながりが希薄化し、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなってきており、出産から育児にいたるまで切れ目のない支援が求められるようになっていきます。

本市では、母子の健康を守るため、妊娠届から新生児の出生、月齢時における健康相談、健康診査を実施しています。また、新生児の月齢による予防接種の勧奨を行うとともに、子どもの成長に合わせた発達支援を行い、子どもがすこやかに成長できるような取り組みを推進しています。また、母子管理票のデータ記録によりすべての乳幼児の健康管理を行っており、個別の事案について、対応を行っています。

今後も、充実した子育て支援には、乳幼児に対する保健事業（母子保健事業）を行うことが大切であり、人口減少化が進むなか、更なる母子保健事業の充実を図っていく必要があります。

●取り組みの方向

様々な情報やデータを一元管理し、すべての子どもに対してきめ細かな支援やサービスの提供を図ります。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「安心して子どもを育てられるまち」と思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1 月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）母子保健事業の実施で親と子のすこやかな成長を支援します

妊娠期から出産、乳幼児期にいたるまで、かけがえのない母子の健康を守り、すこやかな成長を促すための支援を行います。

（２）医療費助成で親と子の健康増進を推進します

医療費助成や歯科診療やフッ化物利用などを実施し、親子が健康で生活できるように支援を行います。

（３）子どもの成長や発達の支援に取り組みます

必要に応じて療育にかかる支援の実施や関係機関との連携を図り、子どもの成長に合わせた発達支援を行います。

●関連計画

菊川すこやかプラン

菊川市子ども・子育て支援事業計画

基本目標 1 子どもがいきいき育つまち

3 安心・安全な教育環境が整ったまちづくり

●現状・課題

平成 25 年に策定された第 2 期教育振興基本計画において、教育行政の方向性の 1 つとして「学びのセーフティネットの構築」が示されています。この方向性のもと、経済状況によらない進学機会の確保など意欲ある全ての者への学習機会を確保する取り組み、学校施設の耐震化率の向上など安全・安心な教育研究環境の確保の取り組みが進められています。

本市では、確かな学力と思いやりに満ちた学校づくりを目標として、耐震性の劣る校舎や屋内運動場などの耐震化・更新の実施、教室用パソコンやタブレット端末などの ICT 機器の導入による確かな学力の定着を目指した授業の推進、家庭への経済的支援、健全な発達を担うため全校での学校給食を実施しています。

しかし、一部の施設においては、静岡県が提唱している耐震性能を下回る施設もあることから、子どもたちが安心して教育が受けられるように、それら施設の耐震化を図っていく必要があります。また、今後一時的に、施設の更新費用が増大する懸念があることから、施設の更新時期をずらしたり、長寿命化を行ったりするなど、更新費用の平準化を図っていくことが求められます。

●取り組みの方向

静岡県の基準から耐震性のやや劣る学校施設の耐震化を進めるとともに老朽化した学校施設の大規模改善工事を実施し、施設の長寿命化を図ります。

タブレット端末や校内 LAN など ICT 環境を整備するとともに、老朽化した一般及び教材備品を更新し、教育環境を充実させます。

経済的に就学が困難な児童・生徒の保護者に対し就学に必要な費用の一部を援助し、保護者の経済的負担軽減、円滑な就学を図ります。

引き続き、安定的かつ安心な給食を提供するとともに、食育の充実を図ります。

●政策指標		現状値	目標値	
			5 年後	年後
「子どもが安心して学校に通うことができる環境が整っている」と思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）				
「授業がわかる」と答える児童生徒の割合（ <u>学校評価アンケート</u> ）	小学校			
	中学校			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 学校施設を適正に維持管理し耐震化や長寿命化に努めます

児童・生徒が安全に授業を受けられるように、校舎・屋内運動場などの施設を適正に維持管理するとともに、耐震性の確保や施設の長寿命化を進めます。

(2) 安全で安心して教育が受けられる環境づくりに努めます

学校環境を良好に保ち、学校教育が円滑に行われるように授業で使用するＩＣＴ機器・教育備品を整備します。また、経済的に就学が困難な児童・生徒に対する就学支援を行います。

(3) 安全でおいしい給食を安定的に提供します

児童・生徒が、心身の健全な発達と食に関する正しい理解、適切な判断力が身に付くよう、市内幼稚園、小学校、中学校への学校給食を実施します。

●関連計画

菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 1 子どもがいきいき育つまち

4 子どもの「生きる力」を育むまちづくり

●現状・課題

国際化・情報化の進展や一層の少子高齢化など社会構造が刻々と変化するこれからの社会においては、一人ひとりが自らの頭で考え、行動していくことのできる自立した個人として、心豊かに、たくましく「生きる力」を育むことがより重要となります。そのためには、子どもたちの知・徳・体のバランスの取れた成長を目指し、質の高い教職員が指導に当たり、保護者や地域住民との適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開していくことがより求められます。

本市では、基礎・基本の定着と児童・生徒が主体的に課題を見つけ、自ら学び自ら考えることができるよう、知・徳・体のバランスのとれた育成に努めています。特に「①確かな学力、豊かな感性、健やかな心身の育成」、「②家庭地域との連携のもと、社会の変化に対応できる学校づくり」、「③こころざしを持った頼もしい教職員の育成」の3点について重点を置いた育成を行っています。これらの考え方のもと、ICTを活用した授業改善の推進や市が主催する様々な行事や各校における人権教育、福祉教育や環境教育、「虹の架け橋」と連携した外国人児童・生徒に対する教育支援、各校への日本語指導講師や外国人支援相談員の配置などを行っています。

今後も、これらの考え方に基づき、児童・生徒が自ら進んで課題をみつけ、行動し、解決していく、生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」を確実に育ていくことが必要です。ICT技術については、技術革新の速度が速いため、ICT機器の保守管理や更新、教職員の技能習得といったサポート体制を充実させていくことが求められます。

●取組みの方向

児童・生徒が自らの頭で考え、行動していくことのできるよう『生きる力』を育む学校づくりを進めていきます。

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●政策指標		現状値	目標値	
			5年後	年後
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合（学校評価アンケート）	小学校			
	中学校			
「授業がわかる」と答える児童生徒の割合（学校評価アンケート）	小学校			
	中学校			
「信頼できる先生がいる」と答える児童生徒の割合（学校評価アンケート）	小学校			
	中学校			

●施策

（１）魅力ある授業づくりを推進します

児童・生徒が自ら進んで課題を見つけたり、課題解決に意欲的に取り組んだりする授業や、わかる授業、魅力ある授業づくりを進めていきます。

（２）一人ひとりを大切にした教育を推進します

特別な支援が必要な児童・生徒の状況に応じた指導・支援を行います。また、日本語指導が必要な児童・生徒のニーズに合わせた教育を行います。

（３）豊かな学びを支える環境づくりを推進します

児童・生徒の健全な成長のため、家庭、地域、学校、行政が協力・連携し、様々な体験を通じて豊かな学びを支える環境を形成します。

●関連計画

菊川市子ども・子育て支援事業計画
菊川市まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標 1 子どもがいきいき育つまち

5 人を育み、若者を育てるまちづくり

●現状・課題

子どもたちの安全・安心な居場所づくりには、学校教育のみならず家庭における教育力の向上と地域の連携が必須であり、これまで、家庭、学校、地域住民、行政が一体となって「次世代を担う人づくり」を進めてきました。静岡県においても「家庭教育支援条例」が制定され、社会全体が一体となった教育に取り組む体制を整えています。また、読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念において、国及び地方公共団体の責務が明らかにされました。

本市では、子どもたちの安全・安心な居場所づくりの一環として、家庭での教育のあり方や保護者同士の悩みを話し合う「家庭教育学級」の開設や放課後の子どもの居場所をつくる「放課後子ども教室」の全校開設に向けた取り組み、地域全体で学校教育を支援する体制づくりとして「学校支援地域本部」の設置を行っています。また、読書活動の推進として、「菊川市子ども読書活動推進計画」及び「菊川市子ども読書活動推進計画」（第2次計画）を策定し、家庭・地域での読み聞かせ活動の充実、保育所・幼稚園などでの出張おはなし会、移動図書館なかよし2号の巡回、学校司書の巡回などの取り組みを行い、文部科学大臣表彰を受賞しています。

今後は、これまでの取り組みに加え、より社会全体が一体となり、子どもの教育に関わっていく環境の構築とともに、子どもが自主的に読書に親しむことのできる環境を構築していくことが求められます。

●取り組みの方向

社会全体が一体となって教育に取り組むため「家庭教育学級」の充実を図るとともに、地域で育った子どもたちが、地域を担う大きな力となるように、「ふるさと志向力」を育む取り組みを進めます。

全小学校での「放課後子ども教室」の開設を目指すとともに、放課後児童クラブと連携したよりよい環境づくりを目指します。

子どもの自主的な読書活動を推進するため、家庭、学校、図書館、地域を始め、社会全体で子どもが読書に親しむための環境整備と学校図書館の支援に努めます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められている」と思う市民の割合 (市民アンケート)			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）地域で子どもを守り育てる取組みを進めます

次世代を担う子どもたちが、安全・安心な環境のなかで地域と触れ合い、健やかに成長できるよう、青少年の健全な育成に向けた活動を地域ぐるみで推進します。

（２）家庭の教育力向上に取り組めます

家庭教育の知識や子どもの心の理解、親の役割など、正しい知識や実践していく力を身に付けるため、幼稚園、保育所、小中学校と連携して家庭教育の推進を図ります。

（３）子どもの読書活動を推進します

子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書の状況などを踏まえ、子ども読書活動に関する施策を推進します。また、文字・活字文化の振興に資するため、必要な施策の検討を行います。

●関連計画

子ども・子育てビジョン

子ども・若者ビジョン

放課後子ども総合プラン

菊川市第２次子ども読書活動推進計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

1

適度な運動や正しい食生活でみんなが健康なまちづくり

●現状・課題

がんや循環器疾患、糖尿病などに代表される生活習慣病は、死因の約6割を占めるなど市民の健康にとって大きな課題となっています。国においては、これら生活習慣病の改善を目指し、「21世紀における国民健康づくり運動」（「健康日本21」）を推進しています。

本市では、第1次菊川市総合計画において「健康づくりの推進」を掲げ、乳幼児から成人、高齢者にわたって、市民一人ひとりに健康管理を適正に行うための情報提供を行うとともに、健康診断（特定健診を含む）や健康相談の充実を図っています。また、市内各地域において、最も適切な医療を受けられるような「かかりつけ医」の推奨や、菊川市立総合病院の充実・強化も進めています。乳幼児に対しては、月齢健診や健康相談を実施し、成人（高齢者を含む）に対しては、検診（総合検診・婦人科検診）の実施、健康状態のチェックや疾病の予防に取り組んでいます。

今後は、少子高齢化の進行による、市民の年齢構成にも留意しつつ、引き続き、各年代に応じた市民の健康維持に対する啓発や診断、相談などをきめ細かく実施し、市民全ての生活基盤である「健康」の維持・確保を支援していく必要があります。また、生活習慣病の予防には、栄養・食生活の改善も必要であり、健康な社会環境づくりとして、食育等の推進を図っていく必要があります。

●取組みの方向

全ての市民の健康を保ち、元気に暮らせるようにしていきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「心身ともにすこやかに生活できるまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			
「健康づくりに取り組む人が増えているまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			
「健診や健康相談など病気の予防対策が充実しているまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 健康増進事業の実施によりみんなの健康を作ります

健康に関する相談や健康教育、健康指導、健康でいることの大事さの啓発などを行います。

(2) 検診事業の実施によりみんなの健康を維持します

特定健診・特定保健指導や成人検診を行います。

(3) 心の健康事業の実施によりみんなの心の健康を作ります

心の不調や心配事について相談を受け付けたり、保健指導を行います。

(4) 予防接種事業の実施により疾病予防を行います

疾病予防のための予防接種を行います。

●関連計画

すこやかプラン

介護保険事業計画

子ども子育て支援事業計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

2 高齢者が元気にいきいきと暮らせるまちづくり

●現状・課題

全国的に急速に少子高齢化が進む中、本市の高齢化率は 24.6%（平成 27 年 4 月 1 日現在）に達し、2025（平成 37）年には 29.2%になると見込まれています。このような社会においては、健康上の問題がない状態で日常生活を送れる期間（健康寿命）を伸ばしたり、切れ目のない医療や介護を提供したり、認知症など介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることのできる環境を整備したりすることが求められています。

本市においては、介護保険事業計画及び高齢者保健計画に基づき、地域密着型サービス事業所の基盤整備をはじめ、シルバー人材センターや老人クラブの運営の支援、高齢者の健康づくりや介護予防などに取り組んでいます。また、高齢者が健康で生きがいを持ちながら生活を送り、地域社会の一員として活躍できるような支援や、地域包括支援センターを中心とした総合相談体制を充実し、高齢者の日常生活における総合支援に取り組んでいます。これらの取り組みから、増加傾向にある各種相談にも適確に対応し、福祉・保健・医療など他部署や他機関との連携や協力により、高齢者にかかる虐待対応や権利擁護、高齢者の生活支援、高齢者の見守りなど、適切な支援に結びつけています。

今後は、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加していくなか、高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で元気にいきいきと安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。

●取り組みの方向

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、生きがいを感じながら安心していきいきと暮らしていけるよう、高齢者の健康づくり事業や介護予防事業への参加を促し、医療と介護の連携による地域包括ケア体制を充実します。

高齢者の生活に必要なサービスを、多職種の連携により切れ目なく提供できるようにするとともに、介護保険給付の適正化や介護保険事業を安定的に運営していきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5 年後	年後
高齢者が生きがいを持ち、すこやかに暮らせるまちと感じている市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			
高齢者とその家族を支える介護サービスが充実しているまちと感じている市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）高齢者の介護予防と生きがいづくりを進めます

高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと暮らせるよう、高齢者の健康づくり事業や介護予防事業への参加を促進します。

高齢者が生きがいを持って生活できるよう、高齢者の経験、技能や資格を活かせる機会や地域活動など社会参加することができる環境の整備を進めます。

（２）地域包括ケアの体制を充実します

地域包括支援センターを中心に、福祉・保健・医療・地域などの関係機関が連携し、医療と介護の連携、認知症施策、生活支援サービスなどが一体的に提供される地域包括ケアの体制を充実します。

（３）高齢者の生活を支援する介護サービスを推進します

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、高齢者の生活を支援する各種介護保険サービスの質の向上を図ります。

●関連計画

菊川市介護保険事業計画

菊川市高齢者保健福祉計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

3 地域の中で、互いに支え合うまちづくり

●現状・課題

福祉行政の役割とともに、地域住民を主体とする住民相互の「助け合い、支え合い」によって、安心して暮らすことのできる地域社会を目指す「地域福祉」が重要視されています。

本市では、その一環として、自主防災会や民生委員児童委員・主任児童委員などの協力のもと、災害時要援護者への避難支援を進めています。また、広報誌をはじめ、様々なメディアを通じて、地域福祉活動への参加を呼びかけるとともに、市民ニーズを的確に把握し、求められる福祉サービスを取り入れ、必要に応じてサービス内容を見直しなども行っています。更には、住民一人ひとりが挨拶や助け合いなどを通じて、隣近所同士の顔が見え、互いに支え合う地域づくりとともに、大規模災害時を想定した備えや、ゴミ拾いや草刈りなどの環境保全、高齢者や子どもへの見守り・声掛け、日常的な地域住民の交流などを通じた、安全・安心に住める地域づくりにも取り組んでいます。

今後は、現在策定を進めている「第3次菊川市地域福祉計画」について、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、より効果的で実効性のある計画となるよう相互の連携を深め、多様化する福祉ニーズにも対応していくことが求められます。

●取組みの方向

地域福祉を推進する各種機関や団体などの役割を踏まえつつ、多様化するニーズに対応するため、更に相互の連携強化に取り組めます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「市民同士が互いに支え合うことができている地域」 だと思っている市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 地域における住民の福祉活動を支援します

地域住民の生活上の問題に対して、住民自らが自主的に参加し、行政や福祉事業者などの関係機関と協働しながら問題解決に向けて行う地域の福祉活動を推進します
各種福祉団体や福祉サービス事業者などが実施する地域福祉活動の支援とともに、自治会、自主防災会などの協力のもと、避難行動要支援者への避難支援を進めます。

(2) 地域福祉を育む担い手を育成・支援します

民生委員児童委員・主任児童委員や社会福祉協議会、福祉関連事業者などの福祉活動の担い手に対する支援を強化します。
福祉関連ボランティアへの支援とともに、新たな担い手となる人材や団体・グループなどの育成を図ります。

(3) 地域の中での自立した生活を応援します

安定した日常生活を送ることが困難となった方に対し、生活保護などの経済的支援や就労支援などを行います。
生活保護に至る前の生活困窮者に対する支援のため、平成 27 年度より「生活困窮者自立支援事業」を実施します。

●関連計画

菊川市地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

4

障がいのある人が地域の中で、安心して暮らすことができるまちづくり

●現状・課題

障がい程度区分については、障がい支援区分に改められ、障がいの度合いではなく、必要としている支援の度合いで示されるようになりました。また、障がい者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう「共同生活介護」が、「共同生活援助」への一元化、重度訪問介護・地域移行支援の対象者の拡大が行われています。

本市では、「東遠地域広域障害者計画・しあわせネットワークプラン」に基づき、平成23年度「第3期東遠地域広域障害福祉計画」を策定し、障がい福祉サービスや地域生活支援事業を推進するとともに、障がい福祉サービスなどを推進する仕組みづくりに取り組んできました。平成26年4月には、「重度心身障がい児（者）通所施設」が開設され、医療的ケアを必要とする人の支援が進んでいます。

障がい福祉サービスなどの利用については、最も利用者に適した計画の作成とともに、指定相談事業所の設置も進められ、相談にかかる支援体制が整えられています。また、児童福祉法の改正により、障がい児通所支援のなかでもニーズの多い「放課後等デイサービス」のサービス提供事業所の整備が進み、障がいのある子どもに対する支援も強化されています。

今後も、障がいの程度に応じたきめ細かなケアやサービスの提供を行なうとともに、施設中心のサービス実施から、地域で支える福祉の構築を促していくことが求められます。

●取り組みの方向

中東遠地域全体として障がい者の地域生活を支援する機能・拠点などの整備が進められていることから、本市においても、その実施に向けた協力体制を整え、各種福祉サービスの充実を図っていきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「障がいのある人が安心して暮らしていけるまち（地域）」だと思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1 月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）障がいのある人の自立した生活を支援します

障がいのある人の、社会的、経済的な自立性が保たれるよう、相談・就労支援の充実を図っていきます。

（２）障がいのある人の地域での活動を促進します

様々なニーズに対応できるサービス提供事業者の確保に加え、障がいのある人への支援を強化することにより、地域における自立支援と社会参加を促します。

（３）障がいのある子どもの福祉サービスを充実します

障がいのある子どもたちの利用希望の高い「障害児通所支援等サービス」について、サービス提供事業者との連携により、適切なサービス提供体制を整えます。

●関連計画

東遠地域広域障害者計画・しあわせネットワークプラン
第４期東遠地域広域障害福祉計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

5

入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまちづくり

●現状・課題

団塊世代が 2025 年には 75 歳以上となり、今後は超高齢化が進み、医療需要は今以上に増加、更なる医療体制の充実と連携体制の強化が求められます。

本市は中東遠二次医療圏に属しており、医療圏での医師数は、平成 24 年 10 月 1 日現在 605 人で、人口 10 万人当たり 129.7 人と県平均の 186.5 人と比較して大きく下回っています。このような限られた医療資源のなか、地域から真に必要なとされる医療を提供し続けていくために、中東遠 5 病院や地域診療所、訪問看護ステーション、調剤薬局と情報通信技術（ICT）を活用し、診療情報を共有するネットワークシステムを導入するなど、関係機関との機能分担・連携強化を進めてきました。また、磐田市立総合病院、公立森町病院、市立御前崎総合病院と連携し、地域医療を担う家庭医の養成プログラムを推進し、医師の確保とともに地域医療体制の充実に努めてきました。これらの取り組みにより、関係機関との連携体制が構築され、入院から在宅までの幅広い診療体制が整いつつあります。また、市民自らが地域医療を考え、ともに育む市民活動を展開する「菊川市地域医療を守る会」も設立され、様々な活動が展開されています。

しかし、地域医療の核となる菊川市立総合病院では、常勤医師の退職などにより、一部の診療科においては入院患者の受入が困難な状況も発生しているなど、医療を取り巻く環境は厳しさを増しており、近隣病院や地域診療所との更なる連携と機能分担を進め、介護・福祉施設などとの連携・協力体制も強化していくことが必要です。

●取り組みの方向

菊川市立総合病院の臓器別専門医の招聘を進めるとともに、計画的に高度医療機器などを更新し、地域医療の中核施設としての機能を充実します。

浜松医科大学地域家庭医療学講座との新たな連携体制を構築し、家庭医養成プログラムを推進します。

近隣病院や地域診療所との更なる連携と機能分担を進めるとともに、介護・福祉施設などとの連携・協力体制も強化し、地域で必要とされる入院から在宅まで幅広い医療が地域で提供できるよう努めます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5 年後	年後
「入院から在宅まで安心して医療を受けることができるまち」だと思える市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）医療機関、介護・福祉施設等との連携を進めます

地域住民に必要な医療が地域で完結できるよう、近隣病院、地域診療所と機能分担・連携強化を進めます。また、退院後も安心して地域や家庭で過ごすことができるよう、行政や介護・福祉施設などとの連携・協力体制を強化します。

（２）菊川病院の機能を充実します

中東遠二次医療圏内の中核医療施設としての役割を担うために、高度医療機器などを計画的に更新し、急性期・回復期・精神科医療や二次救急医療を継続して提供します。

（３）家庭医養成プログラムを推進します

住み慣れた家庭や地域で療養できるよう、家庭医による幅広い外来診療と予防・健診事業に加えて、多職種事業所との連携により 365 日、24 時間の救急往診にも対応できる在宅医療を提供します。

（４）市民と行政が連携して地域医療支援の充実を目指します

地域完結型の医療提供体制を理解し、適時・適切に医療機関を受診していただくよう、市民と行政が連携して、地域医療に対する支援活動を展開します。

●関連計画

菊川市立総合病院中期計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

6 生涯にわたり学べるまちづくり

●現状・課題

国は第2期教育振興基本計画に基づき、「自立」、「協働」、「創造」をキーワードとした生涯学習社会の実現に向けて、様々な場や機会における学習の充実・環境整備に取り組んでいます。

本市では、生涯学習活動の拠点である中央公民館、菊川文庫、小笠図書館が市民にとって身近に利用できるように適切な維持管理と効率的な運営を行っています。誰もが学びたいと思ったときに学習できる環境づくりのための各種講座の開設や、多様な知的欲求に応えられる図書館資料の収集・整備・提供を通じて、市民が豊かで潤いのある文化的な生活を営むための支援を行っています。

生涯学習を始めるきっかけづくりとしての「ステップアップ講座」や、高齢者がいきいきと活動できる「ことぶき講座」などに多くの市民が参加しています。また、これらの講座の修了生がグループを作り学習を継続している姿も見られ、市民の主体的な学習機会の拡大に繋がっています。

社会の急速な情報化や市民ニーズの多様化に対応するため、図書館の情報化を推進し、利用者がより容易に資料の検索や情報の収集が行えるようになりました。また、インターネット利用端末の設置や新聞オンラインデータベースの導入、持ち込みパソコンの利用席設定、無線LANシステムの導入などICT環境の充実を図り、利便性が格段に向上しました。

ライフスタイルや社会の急激な変化のなか、市民の学習意欲も多種多様となっており、今後も時代やニーズに沿った講座や市民の自主的、自発的な学習活動の機会を提供していくとともに、利用者の視点で使いやすい図書館としていくことが求められています。

●取組みの方向

時代やニーズに沿った講座の提供や、市民の自主的、自発的な学習活動の支援を行っていくとともに、生涯学習に関する情報のネットワークを広げ、多様な施設、人材の活用を図っていきます。

図書館においては、「いつでも」「どこでも」「誰にでも」「どんな資料でも」迅速に提供できるよう、資料の充実とサービスの強化を図り、市民とともに成長する図書館、利用者満足度の高い図書館の実現を目指します。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「市民の学習活動の場や（施設）機会が充実している」と思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1 月にかけ、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 生涯学習活動を推進します

生涯にわたり生き生きと暮らせるように、多様化する市民ニーズにあった各種講座を開設します。また、各種講座をきっかけに、生涯の活動として続けられるようグループの自主的活動を支援し、交流の場を積極的に提供するとともに、地域の人材を生涯学習に活かせるよう支援します。

(2) 読書環境の整備に努めます

図書館は、就学前から成人・高齢者に至るまで、全ての市民が自ら学び、自主的な活動ができる生涯学習の拠点として、図書、視聴覚、郷土資料などの収集・貸出や資料相談に応じます。また、I C Tを活用した民間データベースとの連携や先進ネット環境の導入など、施設整備を計画的に実施し図書館機能の充実強化に努めます。

(3) 読書機会の提供・読書活動の啓発に努めます

利用者ニーズに応じたきめ細かな図書館サービスを提供するとともに、市民が生活や仕事などで生じる様々な課題を解決するために、必要な情報の収集・提供に努めます。さらに、各種講座・講演会の開催など関係機関と連携しながら様々な課題解決を図るための情報や機会を提供していきます。

●関連計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

7

芸術や文化に親しみ歴史・文化遺産が継承され生かされているまちづくり

●現状・課題

地域独自の生活風景や文化財は、地域の歴史や文化を理解していくためにも欠くことのできない貴重な財産であり、地域づくりの核ともなるものです。本市を含めた地域では、富士山の世界文化遺産登録や茶草葉農法の世界農業遺産登録といった世界に誇る文化遺産を有しており、これらをはじめとした資源を再認識、再評価し、次世代へと継承していくことが求められています。

本市においては、菊川文化会館アエルや中央公民館、地区センターなどで各種の事業・講座を開設し、多くの市民に芸術文化に親しめる機会を提供し、毎年多くの市民が参加しています。また、郷土の歴史的遺産や伝統的工芸、芸能、伝統行事の保護・活用を図り、次世代へ引き継ぐため所有者や地域の団体などに支援を行うとともに、市内の文化財の保存及び活用、保護・普及に努めています。更に、市内の埋蔵文化財を適切に保護するために埋蔵文化財センター「どきどき」を開館し、埋蔵文化財の調査、研究、保存、公開が一体となった事業を行っています。

今後は、埋蔵文化財センター「どきどき」の活用について、更なる市民への周知のため情報発信に努めていくことが必要です。また、市内には、国、県、市併せて25件の文化財が指定されており、地域の団体などにより保護、保存、継承が図られていますが、文化財に対する意識は必ずしも地域住民に浸透しておらず、文化財に対する市民意識の向上が求められます。

●取組みの方向

民間活力を活用し、文化の発信拠点として、また、本市の魅力を市内外に発信する拠点として、更に、地域のふれあいの場、憩いの場となるように、各種施設の充実に取り組みます。

市民が文化財に親しむ機会を充実させ、歴史・文化遺産を継承し文化財の魅力を生かした地域、まちづくりに努めるとともに、文化活動団体との連携や支援に努めます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「気軽に芸術文化にふれられるまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			
「歴史・文化遺産が継承され生かされている」と思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）鑑賞機会の提供に努めます

本市の魅力を市内外に発信し、交流人口の増加に取り組むとともに、地域のふれあいの場、憩いの場となるよう施設の充実にも取り組みます。

（２）市民の文化・芸術活動を支援します

中央公民館や地区センターでは、各種の教室や講座を開設し、広く市民に芸術文化に親しむ機会を提供していることから、文化協会と連携し多くの市民に文化芸術活動を広めるため、文化事業を推進します。

（３）文化財の保存・周知・活用を推進します

文化財の保護の意識と郷土の歴史への理解を深め、文化財の保存・周知・活用を図る事業を推進します。

●関連計画

菊川市文化振興基本計画

基本目標 2 健康で元気に暮らせるまち

8 スポーツが盛んなまちづくり

●現状・課題

国においては、「スポーツ基本法」で示された基本理念にのっとり、「スポーツを通じてすべての人々が幸福で豊かな生活を営むことができる社会」の創出を目指しています。また、今後、国内ではラグビーワールドカップや東京オリンピックなど国際的に注目される大きなスポーツイベントの開催が予定されており、これらイベントを契機として更にスポーツに親しむことのできる取り組みを推進していくことが求められています。

本市では、「スポーツをとおして市民が健康で、生きがいをもって生活できるまち」の実現に向け「菊川市スポーツ振興基本計画」を策定し、誰もがいつでも気軽に取り組む事が出来るよう軽スポーツやスポーツ教室の開催や、スポーツ環境の整備などに取り組み、市民一人一スポーツの推奨を通して生涯スポーツの普及に努めています。また、体育館、体育施設や公園などの運営を指定管理者に移行し、サービス向上や経費節減に努めました。また、菊川運動公園多目的グラウンドの改修（人工芝）や利用率の高い和田公園テニスコートの人工芝張替えなどの施設改善も行っています。このほか、体操教室を開催したり、NPO法人となった菊川市体育協会や、スポーツ推進員などと連携し多くの事業を実施し、「スポーツの盛んなまち」の振興に努めています。

今後は、これまでの取り組みを継続しつつ、いつでも、どこでも、誰でも取り組める運動やライフステージに応じたスポーツを推奨していくことが必要です。また、それらのスポーツ活動を支える施設などの老朽化が目立ってきていることから、施設の改善や施設整備を検討していくことが求められています。

●取り組みの方向

スポーツが盛んなまちづくりを更に進めていくため、NPO法人菊川市体育協会やスポーツ推進委員などと連携し、ライフステージに応じたスポーツ事業の充実や、誰もがスポーツに触れ合う機会を創出していきます。また、施設の計画的な改善や整備を進めます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「週1回以上スポーツに取り組む」成人の割合 (市民アンケート)			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）誰もがスポーツに触れ合う機会を創出します

いつでも、どこでも、誰でも取り組める運動やライフステージに応じたスポーツを推奨し、運動する人を増やし、市民の運動習慣の実施率を高めます。また、レクリエーションスポーツの普及活動を支援し、スポーツを通じた地域づくりを進めます。

（２）スポーツ活動の場を提供します

スポーツ施設の安心・安全な利用のため、拠点となるスポーツ施設の管理と計画的な改修・整備を進めます。

（３）スポーツ団体・スポーツ活動を支援します

体育協会との連携によるスポーツ事業を開催します。また、体育協会に所属するスポーツ団体やスポーツ少年団などに加え、任意のスポーツ団体など多数のスポーツグループに対する活動支援を行います。

●関連計画

スポーツ基本計画

菊川市スポーツ振興基本計画

基本目標 3 活気があふれ地域の良さをのばすまち

1 農業振興と次世代農業モデルを推進するまちづくり

●現状・課題

農業をとりまく環境は、国内消費の厳しさのみならず、T P Pの展開といった世界情勢にさらされています。

本市の農業は、その気候・風土を生かし、高い農用地面積を有しており、茶や水稻をはじめとして、様々な農業生産が行われています。また、農地の大規模集積、担い手の維持・確保及び農畜産物のP R、荒廃した農地の復元など、様々な事業を展開しています。

生産者に対する安定的な経営を図るため、より収益性の高い作物生産の検討や所得安定対策や各種事業費の助成や補助、コスト削減に繋げるための農地の集積化などを行い、また、これらの事業を展開していくための、農地やため池などの生産基盤の整備、維持管理及び利用促進を図ってきました。

農産物の価格の低迷や耕作放棄地がみられるなど、基盤となる農地の荒廃が進むなかで、高い付加価値を持った産物の提供をはじめ、菊川市農業力の一層の強化が求められています。

●取組みの方向

これまでの実施内容を更に拡充し、T P Pをはじめとした世界の情勢にも対応した施策・事業の展開により、農業の持続的発展を図りつつ、変化する農業情勢に対応した安定的な農業経営を営むことができるよう地域農業の体質強化を図っていきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「安全・安心で魅力ある農産物が生産されているまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 経営感覚に優れた担い手の確保と育成を図ります

農業従事者及び農業所得の減少と高齢化が進むなか、農業の持続的発展を図りつつ食料の安定供給を図るため、中心経営体などが、経営規模の拡大や農産物の加工・流通・販売などの経営の多角化などに取り組み、変化する農業情勢に対応した安定的な農業経営を営む優れた先進的経営体の育成と地域農業の体質強化を図っていきます。

(2) 農業経営基盤の強化を促進します

安定的な農業経営を図るため、担い手への農地集積や高収益作物の検討、所得安定対策の実施及び資金的な助成を行っていきます

(3) 菊川型農業モデルの創出を図ります

地域農業の体質強化のため、菊川型農業モデルの検討・展開により、他地域との差別化を図り、本市の地域農業の活性化に繋げていきます。

(4) 農地の適正な管理と利用を促進します

農地は、限られた資源であり、地域における貴重な資源であることから、農地の転用を規制するとともに、農地の有効利用のため、耕作者による地域との調和に配慮した農地の利用関係を調整し、担い手への農地集積を図っていきます。

(5) 農業生産基盤の整備と維持管理を行います

農村地域における農業用施設の整備と維持管理を行い、良好な住環境の維持を図ります。

●関連計画

菊川市事業実施計画（人・農地問題解決加速化支援事業）

水田フル活用ビジョン

菊川市農業振興地域整備計画

基本目標 3 活気があふれ地域の良さをのばすまち

2 活力と魅力のある茶のまちづくり

●現状・課題

農業全般をとりまく状況は、国内生産力の低迷やT P Pの展開など厳しさが増すなか、茶業についても、農家の高齢化や生産性の低下が見られています。

茶園の維持と発展のため、再編整備にかかる支援や、かん水施設の導入、組織経営体に対する乗用型摘採機購入や残留農薬分析に関する補助、経営改善計画作成支援など多岐にわたる支援を実施しています。

茶業協会においては、内外へのP Rや、グリーンツーリズム事業の実施、海外輸出に向けた研修会などを実施しています。

手揉み保存会の活動や小学生の茶業学習、T-1グランプリ開催のほか、各団体に茶文化に触れる機会を設け、お茶に関する学習機会の提供や茶文化の継承に努めています。

世界農業遺産推進協議会や世界緑茶協会などの団体との連携により、茶文化の伝承や農業遺産としての普及啓発、保全活動への支援を行っています。

茶業としての生産性にかかる向上度には限りもあることから、「菊川茶ブランド」力の向上や、お茶に親しむ機会の提供など、きめ細かな対応を一層進めていく必要があります。

●取組みの方向

茶農協や担い手、農業法人などに対する支援や補助の継続や生産者の独自・直接販売強化、販路拡大に向けて支援していきます。

茶業協会にて、より効果的な宣伝体制の構築やイベント出展先などの見直しにより、未開拓地への出展展開を図ります。また、グリーンツーリズム事業の内容を見直し、より多くの集客を図ります。

今後も、菊川の茶文化継承に向けて幅広い学習機会の提供等を継続していきます。

●政策指標

政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「元気なお茶のまち」 だと思える市民の割合 (市民アンケート)			

未定稿。12～1 月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 活力ある茶業の振興を推進します

将来にわたり生産性の高い安定的な茶業経営体の育成や茶産地維持のための茶園管理の共同化、共同摘採など組織的な茶業経営への転換を進めます。またGAP制度などによる認証所得を進め、環境にやさしい安全安心な茶産地づくりに努めていきます。

(2) 茶の消費拡大を図ります

茶の宣伝及び消費拡大事業などを実施する団体に対する支援により、本市の茶業の安定及び発展を図ります。

(3) 茶文化の継承をします

多くの先人の功労、更には研究に努められた企業の功績を貴重な文化遺産として再認識し、本市の歴史とともに引き継いできた茶文化を継承していきます。

●関連計画

菊川市茶振興計画

基本目標 3 活気があふれ地域の良さをのばすまち

3 商工業が活気あるまちづくり

●現状・課題

経済のグローバル化が進む一方で、国際競争の激化や生産拠点の海外移転による産業空洞化など、国内経済環境は依然厳しい状況にあります。

菊川市内では、昭和 50 年代以降 5 箇所の工業団地が整備され、雇用の場の創設と地域振興が図られてきました。現在、団地内には 72 社が操業し、団地以外でも 30 人以上の従業員を抱える事業所は 20 社に及んでいます。静岡から浜松と通勤圏が広く、雇用の場は広範囲に分布し、また大型店やサービス産業の進出により、働く場の選択肢も増えているといえます。工業団地については、撤退企業がありつつも、新たな進出企業により利用が継続されています。また、住宅団地も造成され、共同住宅の立地もみられるなか、周辺市町を含めた雇用の場の拡大により、第二次・第三次産業従事者の増加が見られています。

高度成長期に発展した商店街は高齢化と後継者不足により活力が低下しており、駅南地域では商店街組合が設立され、集客事業により賑わい創設に向けた取り組みが行われています。商業の集積としては新たに加茂地域が賑わいを見せるなか、特色を活かしたがんばる商業者も増える傾向にあり、新たな起業・創業に対する一層の支援が必要です。また、工業の発展に向けては、総合的な土地利用の見直しとともに新たな工業用地の確保が求められています。

●取り組みの方向

遊休地情報誌による情報の継続・充実を図ります。また、新たな企業進出用地の確保に向けた計画づくりを進めます。

購買力の向上とともに、人々の交流や賑わいづくりに向けて、がんばる商業者への支援や新たな創業を志す人材育成について支援します。

市内の雇用確保については、関係機関との連携を強化し、若者、女性などの就業の機会を充実していきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「買物がしやすいまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)			
「工業発展により市内経済が活性化されたまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 就労機会の拡大を図ります

就労機会の拡大とともに、労働環境の向上を促します。

(2) がんばる商業者を応援します

賑わい創設や特色を活かした事業でがんばる商業者を支援します。

(3) 市内企業の応援と進出企業の獲得に努めます

既存企業の継続操業を支援するとともに、新たな企業進出用地の確保に向けた工業団地の造成検討を行います。

●関連計画

ふじさんっこ応援プラン

男女共同参画プラン

子ども子育て支援事業計画

小規模企業振興基本計画

産業競争力強化法（創業支援計画）

基本目標 3 活気があふれ地域の良さをのばすまち

4 人が訪れるまちづくり

●現状・課題

近年の国の観光政策により外国人観光客の増加が見られています。また、日本のゴールデンルートと呼ばれる、東京周辺観光から始まり、箱根、富士山、名古屋等を経由し関西まで巡るという新たな観光軸が形成されつつあります。

菊川市は市内に鉄道駅や高速道路インターチェンジがあり、また静岡空港にもアクセスしやすい立地条件にありますが、主要な集客施設が無く、イベント開催を中心に、賑わいづくりと集客性向上に取り組んできました。

広域市町による北海道へのPRでは、約600人/年のゴルフツアー利用が見られるなどの効果があり、関東圏への出店についても、リピート依頼や次期開催の問い合わせがあるなど、一定の効果と民間事業者の積極的な参加が見られています。

近年では、集客力向上への支援として、ウォーキングを取り入れた情報発信を展開してきました。また、火剣山や七曲池、横地城跡などの観光資源の整備とともに、パンフレットの整備やSNSによる情報発信を行っています。平成26年には、マスコットキャラクター（きくのん）を作成し、市内外のイベントを活用し、本市の認知度向上に努めています。

本市の情報発信には大きな成果が見られていますが、市外からの集客性向上がさらに求められます。

●取り組みの方向

民間事業者や市民団体による情報発信を支援するとともに、市民向けパンフレットの作成や市イベントの開催を推進します。また、出店へのPRや市民が主体となった事業の支援を図ります。

ホテルや大型商業施設との連携を図り、宿泊や購買につながる交流人口増加に向けて取り組みます。

県外、国外に向けた魅力発信は広域市町の連携が不可欠なことから、更に連携を深めた事業展開を図ります。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「人の交流が盛んなまち」だと思える市民の割合 (市民アンケート)			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 市民力による魅力発信を支援します

市民を主体としたパンフレットの作成やイベント開催を推進します。

(2) マスコットを活用した情報発信を行います

マスコットキャラクターの集客力を活かし、市内のイベントを盛り上げ、情報発信に努めます。また市外、県外のイベントに参加し、本市の認知度向上に努めます。

(3) 広域市町と連携した交流人口の増加を図ります。

富士山静岡空港周辺や中東遠地域を中心とした市町と連携し、交流人口の増加につながるPR事業や誘客事業を行います。

●関連計画

基本目標 3 活気があふれ地域の良さをのばすまち

5 消費者が安心して暮らせるまちづくり

●現状・課題

超高齢社会に進みつつある状況のなか、消費者問題としても特に高齢者をねらった犯罪事例が後を絶ちません。

菊川市では、平成 22 年度に設置された消費生活センターを基点として、市民から寄せられる相談に対応しています。相談件数については年間 200 件を超え、相談内容は多岐に渡っています。

消費生活センターでは、電話での相談のほか、来訪による相談も受け付けており、消費者の都合に合わせた柔軟な相談対応が整備されています。また、関係機関との連携も図られ、迅速・適正な対応が行われています。

関係機関との防止啓発事業の実施や、民生委員などとの連携による見守りなどを実施していますが、犯罪の手口は年々巧妙化しており、今後も日々の啓発などを継続的に行っていく必要があります。

●取組みの方向

消費生活センターの機能を強化するため、相談員の確保と相談員の知識習得の機会を拡大していきます。また、高齢者など被害を受けやすい市民の見守りを強化するため、警察署、民生委員、ケアマネージャーなどとの連携を図るとともに、市民団体などの啓発活動を支援します。

●政策指標	現状値	目標値	
		5 年後	年後
「消費者被害が少ないまち」だと思う市民の割合 (市民アンケート)			

未定稿。12～1 月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 消費者被害の軽減に努めます

高齢者をはじめとした「消費者被害」を受けやすい市民に対する見守り体制を強化します。

(2) 消費生活センターの機能を強化し、消費者の保護に努めます。

消費生活センターの機能を強化し、多様な相談に対応するため、相談員の確保と相談員の知識習得の機会拡大し、消費者の保護に努めます。

●関連計画

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

1 防災力を高めるまちづくり

●現状・課題

阪神・淡路大震災あるいは東日本大震災のような広く大規模な災害が発生した際の「公助」の限界がいわれ、自助、共助といった個人や地域のつながりでの対応が重要視されています。

本市では、静岡県知事が指定する「急傾斜地崩壊危険区域」について採択条件に合わせた事業を推進しています。また、浸水対策事業について、国土交通省など関係機関と協議しています。昭和56年5月以前に建築された木造住宅の無料耐震診断を行い、耐震性が低い住宅の補強計画策定及び補強工事などに対し補助金を交付し、建物の耐震化を進めています。旧村川の溢水により朝日線アンダーパスの浸水被害を受け、溢水の原因の把握し旧村川の規定計画を見直しました。市地域防災計画に基づき、各種資機材を整備するとともに、毎年職員の参集訓練及び防災訓練を実施しています。市内事業所の立入検査や防火管理体制の強化を図る講習など行い、災害の発生を未然に防ぐために法に準じた指導を行っています。自主防災会及び個人の防災力向上のため、研修会や講演会を実施するとともに、自主防災会に対する防災資機材の整備を促進し、ソフト面のみならずハード面においても地域の防災力の向上を図っています。

防災対策にあたっては、引き続き災害の発生を未然に防止し、かつ発災時の被害の軽減がはかれるようにしていく必要があります。また、地域や住民の「共助」の概念にもとづく防災意識の向上や防災活動への積極的な参加も求められます。

●取組みの方向

ハードの整備だけでなく情報提供などのソフト面での取り組みを強化します。また、地域の実情に応じた市地域防災計画の改定を行います。

誰もが安心安全に暮らせる災害に強いまちづくりのため、自主防災会組織及び地区防災連絡会の体制強化を支援します。また、出前行政講座の実施、自主防災会研修会・防災講演会の開催、防災に関する情報発信などにより、個々の防災力の向上を図ります。

幼年・少年期には市内で開催されるイベントなどに参加し防火法被を着用し防火PRを継続していきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「災害に備え防災対策が整っているまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			
「地域が防災・防火活動に取り組んでいるまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）災害に強いまちをつくります

地震による人的被害を抑えるため、耐震性が低い住宅などの耐震化を促します。

近年の異常気象により、大雨や台風による水害の多発や拡大する浸水被害の防止を目指し、計画的な河川改修や雨水流出抑制対策を推進します。

効果的な防災活動のため、市地域防災計画に基づき、各種防災対策を実施します。

市内事業所の防火・保安体制の強化を図り災害の発生を軽減します。

（２）自主防災組織の体制及び連携強化を図ります

自治会・自主防災会の防災力向上と、地域ぐるみによる防災活動を進めるため、地区防災連絡会の立ち上げと組織力強化を進めます。

（３）市民の防災意識の高揚を図ります

市民の防災意識の高揚を図るため、幼少年期からの防火教室などを開催していきます。

防火・防災に対する情報を積極的に発信し、市民の防災に対する意識の高揚と防火・防災性の向上を図ります。

（４）市民の防災活動への参加を推進します

年齢や性別を問わず、積極的に参加できる防災訓練を実施します。

応急手当協力事業所の認定及び普通救命講習会を開催して市民の救命率の向上を図ります。

（５）避難情報の適切な伝達と避難体制の強化を図ります

災害時における正確な情報を市民に伝達するため、情報の受け手に合った情報伝達手段の整備及び利用の推進と、万が一に備えての情報伝達手段を確保（バックアップ）します。

●関連計画

菊川市耐震改修促進計画

防災基本計画

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

2 交通事故・犯罪のないまちづくり

●現状・課題

菊川警察署、菊川市交通安全会、交通指導隊と連携し、交通安全教室などの実施や、道路標識などの設置を行っており、交通事故は年々減少傾向にあります。

市民の交通安全意識の高揚により交通事故を未然に防ぐため、菊川市交通安全会及び交通指導隊による啓蒙活動、交通安全教室や安心安全まちづくり市民大会などを実施するとともに、縁石部への反射材の設置や区画線、矢印の引き直しなどの整備を進めてきました。

「犯罪不安0（ゼロ）運動」推進キャンペーンなどを実施し、また、防犯灯の設置、防犯パトロールなど、関係機関と連携して防犯対策に努めてきました。

菊川警察署、防犯協会など関係団体と連携し、街頭キャンペーンや高齢者の振り込め詐欺防止教室、薬物乱用・非行防止教室の実施など防犯対策に努め、市内の犯罪認知件数は年々減少しています。

通学路については、各関係機関との合同点検により指摘を受けた箇所について整備しています。

今後も、地域住民生活において、交通事故、犯罪がない、より一層安心して安全な環境づくりを進めていく必要があります。

●取り組みの方向

交通安全意識の更なる高揚と交通安全施設などの整備に引き続き注力していきます。また、高齢者を対象とした交通教室の開催充実とともに、運転免許証の自主返納について周知徹底を図ります。

防犯灯の設置や防犯パトロールを継続するとともに、市民、警察、企業、学校、行政の連携を密にし、地域ぐるみによる弱者見守り体制を強化していきます。

交通安全施設については、歩行者や自転車通行の安全確保対策を進めるとともに、安全協会や学校などと連携し、通学路の安全点検を行うなど、ハード・ソフトの両面から交通事故防止に努めます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「交通安全対策が充実し、安全に道路を通行できるまち」 だと思ふ市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			
「防犯対策が充実している安心なまち」だと思ふ市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			

未定稿。12～1 月にかけ、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）交通事故を減らすため交通安全活動を推進します

交通事故を未然に防止するため、市民の交通安全意識の高揚とともに、菊川市交通安全会及び交通指導隊による啓発活動や交通安全教室などを実施します。

（２）交通安全施設の整備を進めます

道路管理者・警察・自治会・学校・教育委員会・地域支援課による合同点検とともに、ハード・ソフトの両面からの通学路の安全を確保します。

（３）犯罪のない明るい地域社会づくりを推進します

犯罪のない明るい地域社会づくりのため、地域ぐるみによる防犯活動を促します。

●関連計画

都市計画マスタープラン

菊川市空家等対策計画

第 1 次菊川市国土利用計画

第 10 次菊川市交通安全計画

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

3 消防力を高めるまちづくり

●現状・課題

近年は、地球温暖化の影響といわれる自然災害や東日本大震災のような広域的な大規模災害の発生など、都市をとりまく災害対策にあつては、依然、予断を許さない状況にあります。

菊川市では、新たな防災拠点となる消防庁舎が完成、平成 26 年 4 月 1 日から新庁舎での業務を開始しています。また、地域防災の要としての消防団蔵置所について、耐震性に課題のある 5 か所の蔵置所の建替え整備を平成 26 年度から順次進めています。

施設の整備や的確な装備強化、通信指令業務の共同運用によって、現状の消防力が効果的に発揮され、さらに関係機関との合同訓練などにより組織的かつ連携のとれた部隊活動、災害活動が図られています。

署内の訓練については、4 月から 5 月にかけては県消防救助大会に向けた訓練を集中的に 2 ヶ月間実施し、その後は毎月 2 回の訓練を実施しています。救急係については、中東遠地域の各病院での事後検証会、浜松聖隷三方原病院のドクターヘリ事後検証会に参加しました。

複雑化・多様化・高度化する火災、救急などの各種災害への対応や大規模災害時における対応が可能となるよう、消防力の強化が求められます。

●取組みの方向

発生頻度の高まる自然災害や社会構造の変化により多様化している各種災害から、市民の生命・身体・財産を守るため、的確な災害対応のできるよう、各種研修、教育、訓練による専門的知識及び技術習得に取り組み、組織的な活動能力の向上に努めます。

いつ発生するか分からない災害に迅速に活動ができるように、普段から訓練をしやすい環境づくりに取り組みます。また、大規模な事業所や特殊施設についても、警防計画を策定し、災害時に活用していきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5 年後	年後
「火災・救急体制が整備されたまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1 月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 消防施設・設備・体制の充実強化を図ります

火災を始めとする各種災害に的確に対応するため、消防の拠点である庁舎を始め、緊急車両や資器材の適切な維持管理、的確な整備などを進め災害対応力の強化に努めます。

(2) 消防技術の向上を目指します

災害による被害の未然防止、軽減を図るとともに、複雑多様化する災害現場での、迅速かつ的確な活動のための技術、能力向上に努めます。

消防隊、救助隊、救急隊については、各種災害に対応する訓練のほか、事業所などへの調査を実施します。

救命士、救急隊員は、中東遠地域の事後検証会、ドクターヘリ事後検証会に参加、救命士については、喉頭鏡による気管挿管実修や病院再教育実習で資格の取得や知識、技術の継続を図ります。

(3) 消防団の防災力の維持・向上を図ります

地域防災の担い手である消防団の処遇や活動環境の維持及び整備強化を行い、地域防災力の強化を図ります。

●関連計画

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

4 豊かな自然や住みよい環境を未来へつなぐまちづくり

●現状・課題

地球温暖化の影響は年々顕在化し、再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷に配慮する社会づくりが重要となっています。

本市では、太陽光や太陽熱利用に対する補助制度などにより、家庭での新エネルギーの利用促進に努めています。また、エコアクション 21 について、セミナー開催や、本庁舎はじめ市庁舎関係 9 施設で認証を取得しています。地域住民や NPO との協働で、棚田や里山の保全、育成を図るなど、自然環境の保全に取り組んでいます。各種団体と連携してごみの減量や 3 R に取り組み、1 日 1 人当たりのごみ排出量やリサイクル率は静岡県内でも高い水準にあります。本市のシンボルである菊川は、市街化の進展や生活様式の変化などにより、水質汚濁が顕著になっています。このため公害防止協定締結事業所への立入調査、定点水質検査などを実施。さらに下水道事業や合併浄化槽の設置を進め、水質の汚れを表す数値は改善傾向となっています。市民団体や小中学校を対象に水環境学習を実施するなど、意識啓発にも取り組んでいます。

これら、環境保全や循環型社会の形成に向けた取り組みは、一過性のものではなく、長期間にわたって実施していく必要があります。

●取り組みの方向

市全体で地球温暖化防止対策に取り組むため、行政が先導的に取り組むとともに、市民や事業者が実施する取り組みの普及啓発や太陽光エネルギーの導入促進を図ります。

自然の恵みや豊かさの実感や理解を深めるために、棚田など地域資源を活かしたエコツーリズムを推進します。

市民・事業者・行政が一体となって、3 R を総合的に推進し、ごみの減量・資源化を推進します。また、更なる水質浄化に向けて、定常的な検査と排水処理対策を充実します。

●政策指標	現状値	目標値	
		5 年後	年後
「環境保全活動が活発に行われているまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			
「自然環境と共生するまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			
「水質が保全され川がきれいなまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1 月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）地球温暖化対策・自然環境の保全を推進します

化石燃料に代わる温室効果ガス排出削減の有効な手段として、再生可能であるクリーンな新エネルギーの導入促進を図ります。

行政が先導的に地球温暖化対策を推進するとともに、市民や事業者における地球温暖化防止に向けた取り組みの普及啓発に取り組みます。

市民による棚田や里山の保全・育成の支援やPRを行なうとともに自然や農業を体験できるエコツーリズムを推進し、自然環境保全活動の促進を図ります。

（２）水質浄化・生活環境の改善を進めます

工業排水の水質に関して監視調査を行うなど、水質浄化に向けた対策に取り組みます。

家庭でできる生活排水対策の普及徹底や市民による河川の水質調査を実施します。

公共下水道や合併浄化槽のより効率的・効果的な整備を推進します。

（３）循環型社会の推進を図ります

リデュース、リユース、リサイクルの３Rを総合的に推進し、ごみの減量に取り組みます。

説明会や講座などの実施により、ごみ減量意識の高揚を図ります。

（４）適正な污水处理施設の管理・運営を進めます

予防保全を軸とした下水道施設の維持管理や災害リスクを考慮した管理運営に取り組みます。

污水处理サービスの安定的な継続のため経営健全化に取り組みます。

●関連計画

菊川市環境基本計画

第２次菊川市地球温暖化対策実行計画

菊川市生活排水処理基本計画

菊川市森林整備計画

天竜地域森林計画

地域森林計画

菊川市鳥獣被害防止計画

第１１次鳥獣保護管理事業計画

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

5

良好な住環境や道路・公園を次世代に引き継ぐまちづくり

●現状・課題

都市の均衡ある発展や住みよい住環境づくりにあたって、土地区画整理事業や地区計画等の各種法制度の適切な運用が必要です。また近年特に中心的な市街地の空洞化により空家等の対策が重要視されています。

本市では、市内外を結ぶ幹線道路や日常生活の安全性や交通弱者に配慮した地域・集落間を結ぶ生活道路の整備を進めています。市内の一部の空家について、周辺環境に悪影響を及ぼす空家を特定空家と認定し住みよい環境づくりを推進しています。公園については、街区公園を整備するとともに、宮の西区画整理事業により宮の西公園、川原公園整備に取り組んでいます。

J R 菊川駅を公共交通の拠点として民間路線バスが運行され、さらにその補完となる形でコミュニティバスを運行し、平成 26 年度までに 26 万人余の方が利用しています。

これまで橋梁や道路などは損傷が著しくなった際に大規模補修をするといった維持管理を行ってきました。しかし、異常箇所が発見が遅れ重大な事故を引き起こす恐れもあることから、損傷が軽微なうちに補修を行う予防保全型修繕を実施しています。

公営住宅については、平成 26 年度に長池団地 D 棟、E 棟の外壁、屋根などを改修し延命化を行っています。また、敷地内の樹木や緑花木についても定期的な維持管理を実施しています。

今後も、中心市街地の活性化や良好な住環境を維持していくため、道路をはじめとした都市基盤整備や、鉄道駅周辺の有効利用をはじめ適正な土地利用の誘導が求められます。また、道路や橋梁をはじめとした公共施設ストックの継続的な利用を図っていくことが求められます。

●取り組みの方向

用途地域内の農地など、未利用地の活用促進のため、土地区画整理事業による整備を進めます。

危険空家の指導や生活環境の保全を図るとともに、市内への移住又は定住を促します。

未着手、未整備の計画道路について、計画の再検証と必要な見直しを行います。

路線バスを確保するとともに、交通事業者と連携し、コミュニティバスを含めた多様な交通手段の導入を進めます。

点検結果にもとづき、損傷度・緊急度に応じて道路・橋梁の修繕を行っていきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5 年後	年後
「市内外にスムーズに移動できる道路整備がされたまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			
「利用しやすい交通手段が確保されたまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			
「道路や公園などの公共施設が適切に維持管理されているまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			

未定稿。12～1 月にかけ、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 良好な住環境をつくります

社会情勢の変化に応じ、地区計画制度による住宅地の整備や土地区画整理事業による低・未利用地の利活用など、各種規制・制度を充実し、適正な土地利用の誘導を図ります。

空家等対策計画に基づき、地域環境に深刻な影響を与える特定空家などについて必要な措置を行い、良好な住環境の保全とともに、空家の有効活用を推進します。

(2) 幹線道路や生活道路を整備します

都市計画区域内の円滑な交通体系を確立し人や物資の流通を活性化させるため、都市計画道路の再検証・見直しを行い、都市計画道路を整備します。

交通量を分散させ交通渋滞を緩和し、道路周辺環境の改善が図られるよう幹線道路を整備します。また、通学・通勤など市民の日常生活で利用する道路整備を推進します。

(3) 公園等の整備を進めます

市民への「やすらぎ」の提供や、地域の活動の場として利用できるように、安全面にも配慮した公園を整備します。また、適切な維持管理を継続するとともに、市民や地域団体などとの協働による維持管理を推進します。

(4) 交通事業者と連携して交通手段の確保・充実に努めます

交通弱者の移動手段確保にあたって、交通事業者との連携に努めます。

(5) 橋梁や道路施設を適切に維持管理し長寿命化を図ります

橋梁や道路などの公共施設について、点検による状況把握・診断により、将来的な損傷・劣化などを予測しつつ、最も費用対効果の高い維持管理を実施します。

(6) 市営住宅を適切に維持管理し、長寿命化を図ります

市営住宅の適切な維持管理と屋根及び外壁などの計画的改修により、建物の長寿命化を図ります。

●関連計画

都市計画マスタープラン

菊川市空家等対策計画

第1次菊川市国土利用計画

菊川市営住宅等長寿命化計画

第10次菊川市交通安全計画

基本目標 4 快適な環境で安心して暮らせるまち

6 上水道が安全に安定して供給されるまちづくり

●現状・課題

我が国の水道システムは、その普及率の高さや水質の良さ、漏水率の低さなどから、完成度の高い、主要先進国の中でも一、二を争う高度なシステムとして知られているところです。

本市の上水道事業は平成 17 年 1 月の市合併後、平成 22 年 2 月に 2 つの水道事業を統合し創設されました。

安全かつ良質な水道水の安定供給に努めており、現在は配水系統 2 系統による安定した供給ができています。また、市内 2 箇所にあった浄水場を平成 25 年度に統合し、効率的な運営を図っています。

水道事業経営については、能率的な運営の観点から水道料金の賦課・徴収業務の委託化を導入し、平成 20 年度から外部に委託しています。

今後も、安心な水道水の安定供給の維持とともに、事業の合理化や人件費の削減による、水道事業の健全運営が求められます。

●取組みの方向

水道事業の基本理念である「みんなで創るみんなの水道」に基づいて、「安全な水道」、「強靱な水道」、「水道サービスの持続」を進めていくため、より良い水道事業の運営に努めていきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5 年後	年後
「上水道が安心して飲め、安定して供給されているまち」だと思う市民の割合（ 市民アンケート ）			

未定稿。12～1 月にかけ、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）安定した水資源の確保と総合的な水質管理体制の構築を図ります

市民に水道水を安定して供給ができるよう、静岡県大井川広域水道企業団から受水を行うとともに、自己水源を適切に維持・管理します。また、水質検査計画をもとに、水質基準に適合した安全で良質な水道水供給のため、浄水場における適切な水質管理、検査を実施します。

（２）管路の整備及び改良を進めます

計画的な管路整備と改良工事により、水圧安定性の向上と耐震性の強化を図ります。

（３）水道施設の管理及び整備を進めます

水道施設の構造的脆弱性の解消のため、施設の耐震化に向けた改良や老朽化した施設の更新を行います。また、施設の安全性を維持するために設備の更新を進めます。

（４）安定財源の確保を図り、健全な事業経営を継続させます

人口減少社会の進展や社会情勢の変化により給水収益が減少するなか、健全な事業経営を継続していくため、適正な料金体系を把握します。また、安定した財源確保のため、水道料金収納率の向上に努めます。

●関連計画

水道施設管理耐震化計画

基本目標 5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち

1 市民と行政との協働によるまちづくり

●現状・課題

現代は、個々のライフスタイルがより尊重される「個人主義」の時代といわれています。一方、個人主義が過度に浸透すると、地域社会での支え合いや助け合いが行われにくくなるという面も生じるといわれています。

本市では、地域を核とした、コミュニティ協議会の設立を推進するとともに、市民活動推進講座の開催や市民活動ガイドブックの作成などを通じた、市民活動の活性化にも取り組んでいます。

コミュニティ協議会やNPOなどの市民活動団体の活動を支援するため、1%地域づくり活動交付金を創設するとともに、まちづくり出前行政講座を開設し行政情報を提供しています。

広報菊川の発行により、市政情報などの提供や、市政情報のオープンデータ化を行い、公共データの活用を促進しています。まちづくり懇談会では、市民に身近なテーマの情報提供、意見交換のほか、パブリックコメントなどにより市民意見の把握・反映に努めています。

旧小笠町と交流があった小谷村とは、市内のイベントへの参加、雪のプレゼントなどがあり交流を深めています。

団体組織内の高齢化、人材不足などもみられ、今後の活動の継続性に懸念もあります。また、複雑多様化する市民ニーズや地域課題に対応するため、行政と市民、市民と企業など異なる分野がつながり協働するための中間支援機能の確立が求められます。

●取組みの方向

引き続き、市政情報の提供や市民からの意見聴取を行い、市民と行政の協働によるまちづくりを推進します。

市民協働の4つの主体(市民、NPO、行政、企業)による協働のまちづくりを更に推進します。

行政を中心とした交流から市民レベルでの経済交流に繋がるよう交流機会の創出や交流活動の支援のあり方について協議します。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「市民の力が住みよいまちづくりに活かされているまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			
「広報誌・市ホームページ・出前講座などを通して市政の動きがわかる」と思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			

未定稿。12～1 月にかけ、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

（１）地域のために活動している市民や団体を支援します

協働推進の拠点となる、（仮称）菊川市民協働センターを設置するとともに、1 %地域づくり活動交付金制度の見直しやコミュニティ協議会への支援を引き続き行うことにより、地域のために活動している市民や団体を支援します。

（２）まちづくりを進めるために市政情報を共有します

市民が市政を理解し行政と一緒にまちづくりを進めるため、幅広く市政情報などを提供するとともに、市民などの意見を聞く機会を設定します。

（３）地域文化の交流を通して人のつながりを地域の活性化に活かします

地域間交流活動の機会を創出することで、地域の活性化や人的ネットワークの構築を図ります。

●関連計画

基本目標 5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち

2 まちの元気・魅力が発信されるまちづくり

●現状・課題

人口減少社会への対応として、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が成立し、過度の東京一極集中を是正し、地方の自立的な取り組みを促す動きがみられています。

本市では、市内の行事を積極的に報道機関へ提供しているほか、テレビフィラー広告や新聞広告覧での記事掲載、15 秒の菊川市テレビCMの制作・放送を行い、更に、インターネットにおいても、市ホームページや Facebook により新鮮な情報を提供するなど、メディアの特性に応じた情報発信に努めています。

これら、積極的な情報発信の結果、数多くの記事が地元新聞へ掲載され、市ホームページのアクセス数も増加してきています。また、市長定例記者会見により、市政情報や特色あるイベント情報を発信しています。

近年、進学をきっかけとした若年層（20～24 歳）の首都圏への流出は著しく、また、30 代から 50 代の子育て世代も転出超過の傾向となっており、生産年齢人口の減少が進んでいます。

今後も、人口減少が見込まれるなか、本市に住みたいと思ってもらえるように、本市の魅力を発信していくことが求められます。

●取組みの方向

本市の知名度向上に向けて、市の魅力を掘り起し、マスメディアを利用し、効果的な情報発信を行います。

人口減少・少子高齢社会に対応し、東京一極集中を是正するため高校生を含めた若年層へ本市の魅力を発信します。また、移住・定住につながる住まいと仕事に関する情報について、対象者を明確にし、ニーズに応じて提供します。

●政策指標	現状値	目標値	
		5 年後	年後
「まちの元気・魅力が発信されているまち」だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			
「菊川市に行ったことがある」「菊川市を知っている」と回答した人の割合（ <u>インターネットアンケート</u> ）			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 知名度向上に向けて情報を発信します

人口減少社会が進むなか、住んでよかった・住みたくなるまちとして選ばれるように、知名度向上のための情報発信を行います。

(2) 移住・定住に関する情報を積極的に発信します

人口減少・少子高齢化社会において、本市が住み続けたいまち、住みたいまちとして若者・子育て世代に選ばれるために、本市独自の魅力を際立たせながら、市民サービスの維持・向上を目指します。

●関連計画

菊川市人口ビジョン

菊川市まち・ひと・しごと総合戦略

基本目標 5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち

3 性別、国籍を超えた共生社会を推進するまちづくり

●現状・課題

経済のグローバル化や少子高齢化などにより、多様な人材を活用した社会を構築していくことが求められるようになってきています。そのような社会を構築していくためには、多様な人たちの基本的な人権を擁護していく必要があります。

男女共同参画推進プランにより5つの重点目標に定め、各取り組みを全庁的に推進してきました。その結果、「男女共同参画社会づくり宣言事業所数」は平成22年当時6団体であったものが、27年7月末現在では、15団体に増加しました。審議会などへの女性の登用率なども増加しています。

日本人と外国人との相互理解を深めるため、多文化共生推進行動指針を策定し、行政情報の多言語化やポルトガル語の通訳の配置などを行っています。また、外国人集住都市会議へ参加し外国人住民に係る施策や活動状況に関する情報交換や国・県及び関係機関へ提言しました。

人権相談、街頭啓発活動など行い人権擁護活動を推進してきており、人権についての関心や理解を深めさせることができてきました。

男女共同参画に関する意識の浸透や女性が社会で活躍していくための仕組みなどが十分な面があります。

近年は、南米系だけでなく、フィリピンや中国などのアジア系の外国人住民も増えており、ポルトガル語以外の言語の対応を検討していく必要があります。

●取り組みの方向

第3次菊川市男女共同参画推進プランの策定により、女性の社会参画を更に促進する取り組みや女性の職業生活での活躍を促します。

第3次多文化共生推進行動指針の策定により、多文化共生の相互理解の促進や外国人が暮らしやすい環境づくりを進めます。

人権相談、街頭啓発活動など行い人権擁護活動を推進していきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5年後	年後
「男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			
「日本人・外国人の誰もが快適に暮らせるまち」だと思う市民の割合（市民アンケート）			

未定稿。12～1 月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 男女が平等な立場で参画できる社会づくりに取り組みます

第3次菊川市男女共同参画推進プランを策定し、女性の社会参画を更に促進する取り組み及び女性の職業生活における活躍の推進を図ります。

(2) 外国人が暮らしやすい環境を整備します

第3次多文化共生推進行動指針を策定し、多文化共生の相互理解の促進や外国人が暮らしやすい環境整備を推進します。

(3) 人権擁護活動を推進します

人権相談、街頭啓発活動など行い人権擁護活動を推進していきます。

●関連計画

第3次菊川市男女共同参画プラン

基本目標 5 まちづくりに市民と行政が共に取り組むまち

4 未来に向かって行財政機能を高めるまちづくり

●現状・課題

市民のニーズや地域が抱える課題が複雑化・多様化してきているといわれ、行政だけでは対応が難しいことから、市民、団体、企業といった様々な主体が行政と共に対応方策や新しい価値を生み出していくといった「共創」の考え方が生まれています。さらに、「経営」の観点が市政運営に求められるなかで、菊川市では「企画財政部」を新設、市民の安全安心をさらに高めるため「危機管理部」を設置。また、平成 25 年度に「菊川市職員研修規程」を策定。3 ヶ年で「外部派遣研修」を延 1,043 人が受講。「通信教育」にも述べ 49 人が取り組んでいます。

I C T（情報通信技術）を活用し電子申請システムの導入をはじめ、資産管理システムなどの庁内情報システムの導入・運用を実施。庁内業務の効率化、市民の利便性向上を図っています。

市民アンケート結果や業務棚卸表を活用した行政評価により、市民満足度を重視した行政サービスを行っています。また、指定管理者制度の導入、ネーミングライツ事業などに取り組んできました。

行財政改革効果額（平成 22～24 年度で 2 億 6 千万円）により、平成 22 年度の市債の借入れに県知事許可となる基準値 18%より抑えることができました。その後も年々比率は下がっています。

今後も、社会情勢の変化に柔軟に対応し、持続する行政運営を図る必要があり、様々な行政分野においても、これまで以上に企業や団体などと行政が互いに連携し、対応していくことが不可欠となっています。

●取組みの方向

引き続き、新たな行政需要や多様化する市民ニーズに応えるため、機能的な市役所組織の構築に努めていきます。

I C Tを活用し更に効率的な行政運営を目指します。また、社会保障・税番号制度の開始に伴う庁内情報セキュリティの向上に取り組めます。

健全な行財政基盤を確立するための事業を実施し、市民満足度の高いまちづくりを進めていきます。

●政策指標	現状値	目標値	
		5 年後	年後
「効率的・効果的な行財政運営が行われているまち」 だと思う市民の割合（ <u>市民アンケート</u> ）			

未定稿。12～1月にかけて、「現状・課題」「取組みの方向」「各施策の説明」「関連計画」については、再度担当課にて校正予定。

●施策

(1) 市役所の組織力を向上します

新たな行政需要や多様化する市民ニーズに応えるため、機能的な市役所組織の構築に努めるとともに、そこで働く職員の「活力」と「能力」を高めます。

(2) ICT（情報通信技術）を活用し効率的な行政運営をします

ICTを活用し効率的な行政運営ができるよう、システムの安定稼働と利活用の推進、新たなシステムの検討と導入を行います。

ICT（情報通信技術）を活用し効率的な行政運営ができるよう、市内全域での高速通信環境を整備します。

(3) 健全で安定した行財政運営を構築します

良質で充実した市民サービスの提供と効率的・効果的な行財政運営を目指します。

(4) 新公共経営による行政運営を推進します

民間企業の経営手法を行財政管理に積極的に取り入れ、効率化や市民サービスの向上を目指します。

(5) 他市町との広域連携を推進します

遠州広域や三遠南信が交流し連携することで、広域的な課題を解決するとともに、人と人との交流を通じて、市民や行政が刺激を受け、活力を生みだします。

●関連計画

菊川市 新 行財政改革推進方針

菊川市 CAPD o !

第5章 基本構想の推進に向けて

基本構想を推進していく上で留意すべき基本的な考え方を示します。

（１）協働と自主自立によるまちづくりの浸透と実践

協働と自主自立によるまちづくりとは、市民と事業者、行政がそれぞれの役割を持って、お互いに協力し、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという責任を持ってまちづくりに取り組むものです。これを浸透させるには、市民と事業者、行政がお互いを良きパートナーとして、それぞれの特徴や役割を理解し、対等の関係でまちづくりに取り組みことが重要です。

（２）地方創生に基づく取り組みの重点的な推進

本市への人口定着及び市民の豊かな暮らしの実現に向けて、国の地方創生の取り組みに歩調をあわせ、先行事業となる活性化の取り組みについて市をあげて、重点的な取り組みとして推進していくことが重要です。

（３）PDCAサイクルに基づく構想の進行管理・評価

進行管理・評価は、以下の通りPDCAサイクルを総合計画に基づいて実施される施策・事業について実行することで行います。

より効果の高い施策・事業の展開を図るため、施策・事業の評価(Check)と施策・事業の見直し(Action)については、施策・事業実施後の事後評価を行い、これに基づいて各施策・事業について新設、拡充、縮小、廃止などの見直しの方向性の立案を行うとともに、実施前の事前評価をフィードバックしていきます。

（４）健全な行財政基盤を確立するための行財政改革の推進

人口減少や社会保障費の増大により、今まで以上に厳しい財政運営になることが見込まれます。そのため、効率的な行政運営を行うと同時に、積極的な歳入確保・民間活力の活用・公営企業会計の健全化や事業会計の安定化、公共施設の最適化を図るための方針を定め、健全な行財政基盤を確立する行財政改革の推進を行います。

（５）財政の将来の見込み

今後の人口減少が予想される中で、社会情勢や行政需要の変化に柔軟に対応した行政サービスを提供することにより、市民満足度の高い市政運営を目指すことが必要です。そのためには、長期的視点に立ち、将来にわたる収支見込を明らかにした上で総合計画を適切に進め、健全で安定した財政運営を行うことが重要です。

（６）各部門の重点課題の明確化と柔軟かつ機動的な取り組みの確立

変化に柔軟かつ機動的に対応し行政を運営していくために、各部が重点課題の設定や取り組み施策・事業、目標を明確にし、職員が丸手となって責任を持って取り組みます。また、緊急に対応すべき課題に対しては、プロジェクトチームなどの横割り組織を積極的に活用する手法の確立を図ります。

第3編 資料編

1 第2次菊川市総合計画策定体制と市民参加

第2次菊川市総合計画を円滑かつ効率的な策定に資するため、次の組織を設置し策定しました。

また、市民の意向や意見、要望などを反映させるため、次の市民参加を行い計画全般にわたり市民参加に努めました。

(1) 菊川市総合計画審議会 ＜菊川市総合計画条例＞

目的	基本構想の策定及び進捗、検証に関する事項を調査・審議する組織。
役割	総合計画案について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申を行う。また、総合計画の進捗や検証についても調査審議します。
対象	公共的団体が推薦する者、学識経験のある者、市長が必要と認める者から15人以内で構成します。

菊川市総合計画審議会名簿

※会長・副会長以外の掲載順は五十音順

役職	氏名	現職若しくは勤務先	選出区分
会長	西野 勝明	静岡県立大学 経営情報学部 大学院経営情報イノベーション研究科 教授	第2項第2号
副会長	齋藤 久司	菊川市連合自治会 会長	第2項第3号
委員	天野 幸男	社会福祉法人白翁会 理事長	第2項第3号
委員	岩水 素江	菊川市スポーツ推進審議会 会長	第2項第1号
委員	内山 博幸	菊川市消防団長	第2項第1号
委員	大橋眞佐美	菊川市社会福祉協議会 副会長	第2項第3号
委員	加藤百合子	(株)エム・スクエアラボ 代表取締役	第2項第3号
委員	鈴木久美子	常葉大学短期大学部保育科 教授	第2項第2号
委員	橋本 勝弘	静岡県西部地域政策局 局長	第2項第1号
委員	久村 孝治	(有)ライトスクエア 社長	第2項第3号
委員	藤川 伸二	フジオーゼックス(株) 取締役 国内事業本部長兼統括本部管理部長	第2項第3号
委員	堀川 佳通	茶づくり堀川園 店長	第2項第3号
委員	松村 奈津	菊川市女性消防団リーダー	第2項第1号
委員	八木 武則	(株)フジヤマ 技術顧問	第2項第3号
委員	山口 久芳	静岡大学 特任教授 (大学院教育学研究科教育実践高度化専攻)	第2項第2号

選出区分 <第2項第1号> 公共的団体が推薦する者
 <第2項第2号> 学識経験のある者
 <第2項第3号> 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(2) 菊川市総合計画庁内策定委員会 <菊川市総合計画庁内策定委員会要綱>

目的	総合計画の原案を作成する組織。
役割	総合計画に関する計画原案を作成します。
対象	副市長を委員長に、教育長、各部長職をもって構成します。

菊川市総合計画庁内策定委員会名簿

役職	氏名	職名
委員長	石田 辰芳	副市長
副委員長	石原 潔	教育長
委員	河本 大輔	総務部長
委員	浅羽 睦巳	危機管理部長
委員	赤堀 慎吾	企画財政部長
委員	澤島 延行	生活環境部長
委員	五島 将行	健康福祉部長
委員	加藤 容章	建設経済部長
委員	原田 修一	教育文化部長
委員	坂部 浩之	消防長
委員	野賀 済	病院事務部長

(3) 菊川市総合計画庁内策定部会 ＜菊川市総合計画庁内策定委員会要綱＞

目的	総合計画の素案を作成する組織。
役割	各部局の計画素案作成のため資料収集等を行い素案を作成します。
対象	各部長、課長で構成します。

菊川市総合計画庁内策定部会名簿 （部会長：◎ 副部会長：○）

【第1部会】 協働・広域・行財政 交通・防犯	【第2部会】 生活環境・福祉・医療 教育・文化・スポーツ	【第3部会】 産業・経済・都市基盤 防災・防犯・交通安全
◎ 総務部長	◎ 健康福祉部長	◎ 建設経済部長
○ 企画財政部長	○ 生活環境部長	○ 危機管理部長
○ 議会事務局長	○ 教育文化部長	○ 消防長
総務課長	○ 病院事務部長	建設課長
秘書広報課長	市民課長	都市政策課長
地域支援課長	環境推進課長	都市整備課長
企画政策課長	下水道課長	商工観光課長
財政課長	水道課長	農林課長
税務課長	小笠総合サービス課長	茶業振興課長
会計課長	福祉課長	危機管理課長
監査委員事務局長	長寿介護課長	消防総務課長
	健康づくり課長	消防警防課長
	病院総務課長	消防署長
	病院経営企画課長	消防予防課長
	教育総務課長	
	学校教育課長	
	幼児教育課長	
	社会教育課長	
	図書館長	

(4) 意識調査

目的	市民のまちづくりに対する意見等を把握し、総合計画策定のための基礎資料とします。
内容	市民、企業、団体や学生（若い世代）のまちづくりに対する意識を調査し、総合計画で取り組むべき課題などを分析します。
対象	市民、企業・事業所、団体、自治会長、中学生、高校生、大学生等

- ◆団体とは、市内で公共・公益的な活動を行う団体です。
- ◆中学生とは、菊川西中学校、菊川東中学校、岳洋中学校、牧之原中学校、常葉学園菊川中学校の生徒です。
- ◆高校生とは、小笠高等学校、常葉学園菊川高等学校、菊川南陵高等学校の生徒です。
- ◆大学生等とは、菊川市出身の現役大学生、短期大学生、専門学校生などです。

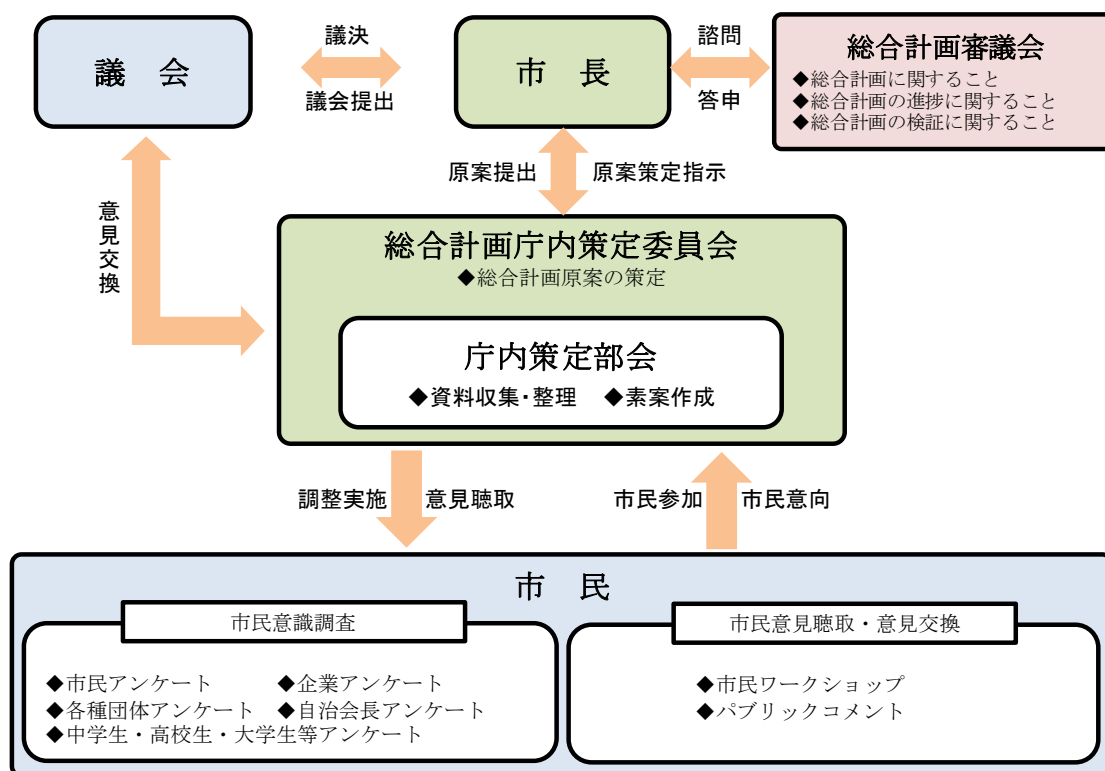
(5) 市民ワークショップ（未来のきくがわまちづくりワークショップin2015）

目的	広く市民の意見を求める機会を設定します。
内容	各分野において、市民の皆さまと意見交換させていただき、広く市民の意見を求めます。
対象	各分野に関係する団体や市民

(6) パブリックコメント

目的	基本構想（案）について市民から意見を求めます。
内容	総合計画の原案を事前公表して、広く市民の意見や、情報提供を求めることによって、行政運営の構成の確保と透明性の向上を図ります。
対象	市民等

< 総合計画策定組織図 >



2 菊川市総合計画条例

菊川市総合計画条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 総合計画 市の最上位の計画として、将来における市のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針を示すものであって、基本構想及び実行計画から成るものをいう。

(2) 基本構想 市が目指すべき将来像及びその将来像を実現するための基本目標を示すとともに、その基本目標を踏まえた市政の各分野における施策及びその基本的方向を総合的かつ体系的に示すものをいう。

(3) 実行計画 基本構想に基づく施策を実現するために実施する具体的な事務事業を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(策定方針)

第4条 市長は、総合計画を策定しようとするときは、総合計画が市の最上位の計画として位置付けられるものであることを踏まえ、総合的見地からこれを策定するものとする。

2 市長は、総合計画を策定しようとするときは、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化、財政状況等を勘案し、これらに適合するようにこれを策定するものとする。

3 市長は、総合計画を策定しようとするときは、広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じた上で、これを策定するものとする。

4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(基本構想の策定)

第5条 市長は、前条に規定する策定方針に基づき、基本構想を策定するものとする。

(菊川市総合計画審議会への諮問)

第6条 市長は、基本構想を策定しようとするときは、あらかじめ、第12条に規定する菊川市総合計画審議会に諮問するものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(議会の議決)

第7条 市長は、前条に規定する手続を経た後、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

(実行計画の策定)

第8条 市長は、基本構想に基づき、実行計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第9条 市長は、総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表するものとする。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

(総合計画策定後の措置)

第10条 市長は、総合計画に即した総合的かつ計画的な市政の運営を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、総合計画の実施の状況について、公表するものとする。

(総合計画と市政の各分野における計画との整合)

第11条 市は、市政の各分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定しようとするときは、総合計画との整合を図るものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(菊川市総合計画審議会の設置)

第12条 総合計画を策定し、及び総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、菊川市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の所掌事務)

第 13 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 基本構想に関し、第 6 条に規定する事項を処理すること。
- (2) 総合計画に基づく施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施の状況を調査審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項を処理すること。

(審議会の組織)

第 14 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体が推薦する者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第 15 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第 16 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第 17 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の意見の聴取等)

第 18 条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、審議会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の庶務)

第 19 条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(審議会の運営)

第 20 条 第 12 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第 21 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に策定される総合計画について適用する。

(菊川市総合計画策定委員会条例の廃止)

3 菊川市総合計画策定委員会条例（平成 17 年菊川市条例第 166 号）は、廃止する。

3 菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

菊川市総合計画庁内策定委員会要綱

(設置)

第1条 菊川市総合計画条例(平成26年菊川市条例第16号)第2条第1号に定める菊川市総合計画(以下「総合計画」という。)の円滑かつ効率的な策定に資するための庁内組織として、菊川市総合計画庁内策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関する調査及び研究に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関する必要な資料の収集及び整理に関すること。
- (3) 総合計画案の作成に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画の策定に関し必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員11人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 危機管理部長
- (5) 企画財政部長
- (6) 生活環境部長
- (7) 健康福祉部長
- (8) 建設経済部長
- (9) 教育文化部長
- (10) 消防長
- (11) 病院事務部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、教育長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第5条 委員会に、第2条に規定する所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 前項に掲げる部会に属すべき委員は、市長が指名する者をもって充てる。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項の規定は、部会の会議に準用する。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴き、若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成17年8月29日から施行する。

附 則（平成18年3月20日訓令第9号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月4日訓令第27号）

この訓令は、公表の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年4月1日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成22年5月17日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月14日訓令第3号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月25日訓令第27号）

この訓令は、菊川市総合計画条例の施行の日から施行する。

4 第2次菊川市総合計画策定経緯・経過

◆菊川市総合計画審議会

開催年月日	会議名	内容
平成27年 2 月 24 日	第 1 回	
5 月 1 日	第 2 回	
6 月 30 日	第 3 回	
7 月 31 日	第 4 回	
9 月 17 日	第 5 回	
12 月 25 日	第 6 回	
平成 年 月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

◆菊川市総合計画庁内策定委員会

開催年月日	会議名	内容
平成27年 1 月 13 日	第 1 回	
4 月 16 日	第 2 回	
5 月 13 日	第 3 回	
6 月 8 日	第 4 回	
7 月 7 日	第 5 回	
7 月 17 日	第 6 回	
7 月 31 日	第 7 回	
8 月 12 日	第 8 回	
8 月 19 日	第 9 回	
8 月 27 日	第10回	
10 月 13 日	第11回	
11 月 12 日	第12回	
12 月 14 日	第13回	
平成 年 月 日	第14回	
月 日	第16回	
月 日	第17回	
月 日		

◆菊川市総合計画庁内策定部会

【第1部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年 5 月 27 日	第 1 回	
10 月 5 日	第 2 回	
10 月 13 日	第 3 回	
10 月 26 日	第 4 回	
11 月 11 日	第 5 回	
12 月 16 日	第 6 回	
月 日	第 7 回	
月 日	第 8 回	
月 日	第 9 回	

【第2部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年 5 月 27 日	第 1 回	
10 月 5 日	第 2 回	
10 月 14 日	第 3 回	
11 月 30 日	第 4 回	
12 月 14 日	第 5 回	
月 日		
月 日		
月 日		

【第3部会】

開催年月日	会議名	内容
平成27年 5 月 27 日	第 1 回	
10 月 7 日	第 2 回	
10 月 16 日	第 3 回	
11 月 2 日	第 4 回	
11 月 12 日	第 5 回	
12 月 18 日	第 6 回	
月 日		
月 日		

◆各種意識調査

調査区分	調査期間	調査対象	配布・回収数（回収率）
市 民	平成26年11月～12月	菊川市に住む20歳以上の市民2,000人	配布数：2,000票 回収数：1,023票（51.2%）
企 業	平成26年11月～12月	菊川市内の企業・事業所	配布数： 96票 回収数： 58票（60.4%）
団 体	平成26年11月～12月	菊川市で活動している各分野の団体	配布数： 145票 回収数： 93票（64.1%）
自治会	平成26年11月～12月	菊川市内の自治会長	配布数： 128票 回収数： 111票（86.7%）
中学生	平成26年11月～12月	菊川市に住む中学2年生	配布数： 485票 回収数： 459票（94.6%）
高校生	平成26年11月～12月	菊川市に住む高校2年生	配布数： 472票 回収数： 447票（94.7%）
大学生	平成26年12月～ 平成27年1月	菊川市出身の学生の方	配布数： 100票 回収数： 76票（76.0%）

◆未来のきくがわまちづくりワークショップin2015

開催年月日	会議名	内容
平成27年9月18日	第1回	オリエンテーション・グループワーク
9月25日	第2回	グループワーク
10月2日	第3回	グループワーク・提案まとめ

◆市議会

開催年月日	会議名	内容
平成 年 月 日		
月 日		
平成 年 月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

5 菊川市総合計画審議会への諮問

諮問内容記載

6 菊川市総合計画審議会の答申

答申内容記載

7 用語解説

本文中に記載される、専門性の高い用語等について下記に概説します。

【あ～お】

【か～こ】

【さ～そ】

【た～と】

【な～の】

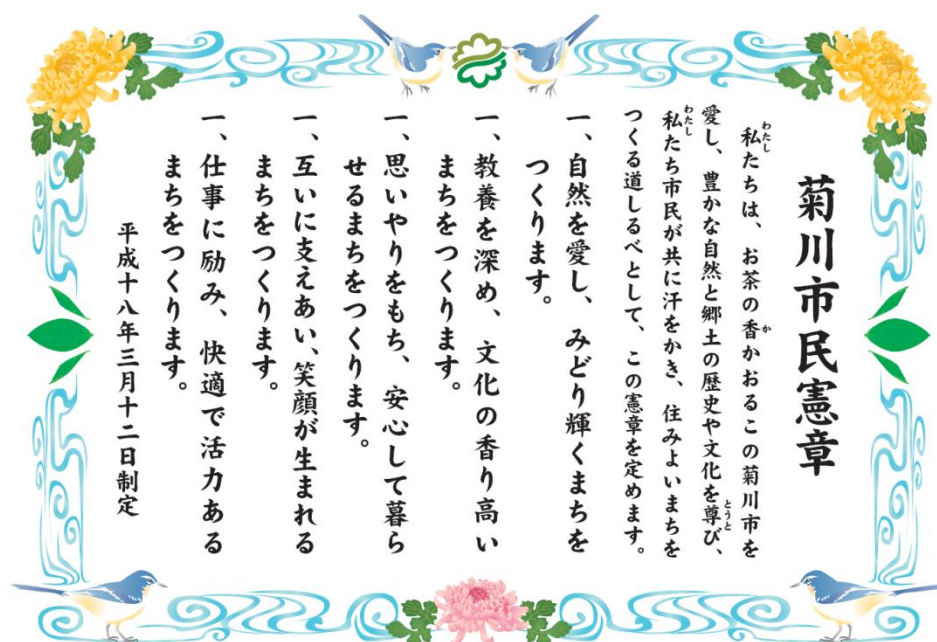
【は～ほ】

【ま～も】

【や～よ】

【ら～ろ】

【わ～】



菊川市の市章

菊の花と菊川の流れをモチーフに、2町が合併し一つの市となる様子をデザイン。

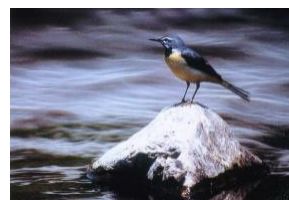
菊川茶に代表される自然を生かした産業豊かな市の特徴を、2色の緑で表現している。現在から未来へと受け継がれる、人と緑が共にいきいきと発展する姿を表現している。



市の花
【菊】



市の木
【茶】



市の鳥
【キセキレイ】

第2次菊川市総合計画

平成〇年〇月発行

発行

菊川市 企画財政部 企画政策課

〒439-8650 静岡県菊川市堀之内 61 番地

(TEL)0537-35-0900 (FAX)0537-35-2117

E-mail : kikaku@city.kikugawa.shizuoka.jp

【ホームページ】 <http://www.city.kikugawa.shizuoka.jp/>